

(2) その他関係資料

No	項目名	課名	ページ
1	財政カード(5年間)	財政課	1-10
2	時間外勤務手当(3年間)	人事課	11
3	正規職員、嘱託職員、臨時職員数の推移(市長部局・水道局・病院局ごと)(5年間)	人事課	12
4	基金残高(5年間)	財政課	13
5	地方債残高(5年間)	財政課	14
6	債務負担行為目的別残高(5年間)	財政課	15
7	会計ごとの繰出金状況(5年間)	財政課	16
8	公債費(元金・利子)及び今後の地方債残高の見通し(5年間)	財政課	17
9	公有地の売却件数及び売却額(5年間)	財政課	18
10	委託料全体及び清掃、警備、設備保守委託料(5年間)	財政課	19
11	法人住民税「資本金等の金額、従業員数」ランク別法人数(5年間)	税務課	20
12	市税項目別収納状況及び滞納状況(5年間)	税務課	21, 22
13	教育費のうち建設費を除いた金額(5年間)	教育総務課	23
14	図書館及び学校図書館の図書購入費状況(5年間)	学校教育課、中央図書館、厚狭図書館	24
15	学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況	教育総務課	25
16	各学校別施設利用状況(有料、無料別・3年間)	教育総務課	26
17	就学援助利用者数、金額及び交付税算入額(5年間)	学校教育課	27
18	教育委員会所管の各施設の利用状況(有料、無料別・3年間)	社会教育課	28
19	きらら交流館及びきららガラス未来館の収支状況	社会教育課、文化スポーツ推進課	29, 30
20	いじめ件数及び不登校人数(小野田地区、山陽地区ごと・5年間)	学校教育課	31
21	工事種別入札状況(件数、予定価格、落札金額など)	監理室	32
22	放課後子ども教室推進事業の利用実績(3年間)	社会教育課	33
23	DV関連相談件数(5年間)	市民活動推進課	34
24	文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況(3年間)	文化スポーツ推進課	35, 36
25	家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量(5年間)	環境課	37
26	資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)	環境課	38
27	障害者サービス利用人数及び市の負担額(5年間)	障害福祉課	39
28	成人病検診、ガン検診実施状況(5年間)	健康増進課	40
29	生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(5年間)	社会福祉課	41
30	児童虐待相談件数、保護件数、保護人数(5年間)	子育て支援課	42
31	児童クラブ別申込数、利用人数、定員(5年間)	子育て支援課	43
32	保育所保育料及び階層ごとの人数	子育て支援課	44
33	校区别寝たきり老人数及び緊急通報利用者数(5年間)	高齢福祉課	45
34	高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(5年間)	高齢福祉課	46
35	ファミリーサポートセンターの利用実績(3年間)	子育て支援課	47
36	中央福祉センター及び児童館の指定管理者委託料並びに児童クラブの保育業務委託料の内訳	社会福祉課、子育て支援課	48-157
37	スマイルキッズの利用状況(4年間)	子育て支援課	158
38	環境調査センターの調査実績(3年間)	環境課	159

No	項目名	課名	ページ
39	制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額(5年間)	商工労働課	160
40	農業従事者数、耕作面積、耕作放棄地の面積(5年間)	農林水産課	161, 162
41	漁協別漁業水揚げ額、漁業従事者数(5年間)	農林水産課	163
42	工事別県事業負担金(5年間)	農林水産課、土木課、都市計画課	164-166
43	市内バス路線の利用状況及び補助金額	商工労働課	167
44	小規模土地改良事業の申請件数、実施件数、工事額、地元負担額及び繰越件数(5年間)	農林水産課	168
45	小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)	土木課	169
46	有帆緑地の借入金返済状況(5年間)	都市計画課	170
47	市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)	建築住宅課	171
48	市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)	建築住宅課	171
49	市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数	建築住宅課	171
50	有料公園施設別の利用状況及び収入額(5年間)	都市計画課	172
51	公園維持管理料委託料(5年間)	都市計画課	172
52	下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額(5年間)	下水道課	173
53	港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)	土木課	174
54	住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)	建築住宅課	175
55	木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)	建築住宅課	175
56	工場設置奨励金の利用実績(3年間)	商工労働課	176
57	各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)	建築住宅課	177
58	有害鳥獣捕獲実績(5年間)	農林水産課	178
59	有害鳥獣防護柵補助件数、補助金額(5年間)	農林水産課	179
60	令和4年度一般会計における修繕料(50万円以上)	財政課	180
61	市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料	財政課	181
62	借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書	子育て支援課、農林水産課、都市計画課、建築住宅課、教育総務課、市民活動推進課	182-244

平成30年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2	
					ふ り が な		さんようおのだし	30 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3	
					市 町 村 名		山陽小野田市			
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造					
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次	
					就業人口	平成27年国勢調査		912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
						平成22年国勢調査		936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
	平成22年	64,550	18,881							
	増減率(%)	△ 2.9	△ 6.0							
住民 基本 台帳	H31.3.31	62,836		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況			
	H30.3.31	63,313								
面 積 (km ²)		133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,449,680	財政再建 産 炭			
人口密度(人/km ²)		471		基 準 財 政 需 要 額		13,710,438	不 交 付 過 疎			
区 分		平成30年度 (千円)	平成29年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		17,442,589	低 開 発 山 村			
				財政力指数 (合 算)	28年度	0.622	新 産 工 特			
1 歳 入 総 額	32,444,444	32,884,190	29年度		0.614	事務共同処理の状況				
2 歳 出 総 額	31,256,171	31,776,886	30年度		0.616	後期高齢医療 常備消防				
3 歳入歳出差引額	1,188,273	1,107,304	3ヶ年平均		0.617	災害基金 非常勤公務 災害				
4 翌年度繰越財源		51,446	690,005	実 質 収 支 比 率		6.5	交通災害共済 自治会館管理			
5 実 質 収 支		1,136,827	417,299	公 債 費 比 率						
6 単 年 度 収 支		719,528	10,637	公 債 費 負 担 比 率			13.7	健全化判断比率 (％)		
7 積 立 金		503,387	216,056	起 債 制 限 比 率			実質赤字比率	－		
8 繰上償還金		0	0	積 立 金 現 在 高			8,074,550	連結実質赤字比率	－	
9 積立金取崩額		0	847,585	地 方 債 現 在 高		38,928,469	実質公債費比率	8.9		
10 実質単年度収支		1,222,915	△ 620,892	債 務 負 担 行 為 額		5,249,533	将来負担比率	74.0		
特 別 職				事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)		
区 分 (H30.4.1現在)	改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)	病 院						有	△ 203,855
			上 水 道 (簡水含む)	有	72,390	22,394	58			
市 長	H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	20,453	360	9			
副 市 長	H17.3.22	740,000	国 民 健 康 保 険	無	115,554	564,753	14			
教 育 長	H17.3.22	655,000	駐 車 場	無	9,280	0	0			
議 長	H17.3.22	460,000	介 護 保 険 (保険勘定)	無	227,349	857,660	35			
副 議 長	H17.3.22	402,000	後 期 高 齢 者 医 療	無	787	266,308	2			
議 員	H17.3.22	370,000	地 方 卸 売 場	無	150	6,864	0			
				下 水 道	無	39,974	1,119,000	18		
				農 業 集 落 水 排	無	7,385	58,211	0		
				小 型 自 動 車 競	無	△ 1,253,560	0	4		

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ－２								
歳 入					性 質 別 歳 出								
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 κ (千円)	κ の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税		10,528,795	32.5	9,988,296	59.0	人 件 費		3,743,671	12.0	3,449,328	3,364,812	18.5	
地 方 譲 与 税		172,980	0.5	172,980	1.0	うち 職 員 給		2,593,206	8.3	2,310,836	2,330,774	12.8	
利 子 割 交 付 金		19,821	0.1	19,821	0.1	扶 助 費		6,020,422	19.3	1,741,660	1,741,660	9.6	
配 当 割 交 付 金		28,173	0.1	28,173	0.2	公 債 費		2,887,191	9.2	2,753,438	2,753,438	15.2	
株式等譲渡所得割 交 付 金		25,574	0.1	25,574	0.2	内 訳	元 利 償 還 金	2,886,425	9.2	2,752,672	2,752,672	15.2	
地 方 消 費 税 金		1,104,100	3.4	1,104,100	6.5		一時借入金利子	766	0.0	766	766	0.0	
ゴルフ場利用税金 交 付 金		64,574	0.2	64,574	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(12,651,284)	(40.5)	(7,944,426)	(7,859,910)	(43.3)	
自動車取得税金 交 付 金		52,082	0.2	52,082	0.3	物 件 費		3,068,507	9.8	2,433,814	2,277,652	12.6	
地方特例交付金		48,440	0.1	48,440	0.3	維 持 補 修 費		106,992	0.3	89,470	89,333	0.5	
地 方 交 付 税		6,002,739	18.5	5,370,132	31.8	補 助 費 等		3,919,736	12.5	3,563,864	3,264,841	18.0	
内 訳	普通交付税	5,370,132	16.6	5,370,132	31.8	積 立 金		832,840	2.7	724,442			
	特別交付税	632,607	1.9			投 資 及 び 出 資 金		0	0.0	0	0	0.0	
交通安全対策 特 別 交 付 金		6,211	0.0	6,211	0.0	貸 付 金		155,000	0.5	0	0	0.0	
分担金及び 負 担 金		291,263	0.9	0	0.0	繰 出 金		3,769,623	12.1	3,329,781	3,172,105	17.5	
使 用 料		398,168	1.2	21,262	0.1	前年度繰上充用金		0	0.0	0			
手 数 料		131,600	0.4	13,647	0.1	小 計		24,503,982	78.4	18,085,797	16,663,841	91.8	
国 庫 支 出 金		3,470,331	10.7			投 資 的 経 費		6,752,189	21.6	789,437	経常収支比率 (%) 91.8		
県 支 出 金		1,678,606	5.2			うち 人 件 費		86,101	0.3	86,101			
財 産 収 入		108,785	0.3	0	0.0	普通建設事業費		6,735,523	21.5	787,860			
寄 附 金		109,949	0.3			内 訳	補助事業	797,841	2.5	67,632	減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 98.5		
繰 入 金		357,048	1.1				単 独 事 業	5,798,101	18.6	677,396			
繰 越 金		1,107,304	3.4				県 営 事 業 負 担 金 等	139,581	0.4	42,832			
諸 収 入		563,548	1.8	29	0.0		災害復旧事業費	16,666	0.1	1,577			
地 方 債		6,174,353	19.0			失業対策事業費		0	0.0	0	歳入一般財源		
合 計		32,444,444	100.0	16,915,321	100.0	合 計		31,256,171	100.0	18,875,234	(千円)		
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		徴 収 率 (%)				経 常	16,915,321	
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	合 計	20,063,507	
議 会 費		231,265	0.8	230,824	市民税個人所得割税率 6.00%		市 民 税	99.4	39.1	98.0	歳出充当一般財源 (千円) 経 常 16,663,841 合 計 18,875,234		
総 務 費		3,128,329	10.0	2,683,538			固 定 資 産 税	99.5	29.3	98.0			
民 生 費		9,750,748	31.2	4,735,903			市 税 合 計	99.4	33.5	98.0			
衛 生 費		2,915,917	9.3	1,840,085	市民税法人均等割(円)		市 税						
労 働 費		56,335	0.2	46,018	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増 減 率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)	
農 林 水 産 業 費		442,630	1.4	306,485	2号	120,000							
商 工 費		279,351	0.9	99,929	3号	130,000		市 民 税 (個人分)	2,886,671	27.4	2.8	2,834,876	0
土 木 費		2,409,087	7.7	1,780,178	4号	150,000		市 民 税 (法人分)	1,309,492	12.4	36.8	844,897	223,168
消 防 費		1,029,252	3.3	1,023,645	5号	160,000		固 定 資 産 税	5,165,869	49.1	2.4	5,001,812	0
教 育 費		8,109,400	25.9	3,373,614	6号	400,000		軽自動車税	180,489	1.7	3.8	180,157	0
災 害 復 旧 費		16,666	0.1	1,577	7号	410,000		市 た ば こ 税	438,337	4.2	△ 1.8	443,903	
公 債 費		2,887,191	9.2	2,753,438	8号	1,750,000		特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-		
諸 支 出 金		0	0.0	0	9号	3,000,000		目 的 税	547,937	5.2	△ 1.8		0
前年度繰上充用金		0	0.0	0	市民税法人税割 12.1%			入 湯 税	7,438	0.1	10.0		0
特別区調整納付金					固 定 資 産 税 1.40%		都 市 計 画 税	540,499	5.1	△ 1.9			
合 計		31,256,171	100.0	18,875,234			合 計	10,528,795	100.0	5.4	9,305,645	223,168	

令和元年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
					ふ り が な		さんようおのだし	元 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3
					市 町 村 名		山陽小野田市		
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
国勢 調査	平 成 27 年	62,671	17,748	就業人口	平 成 27 年 国 勢 調 査		912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平 成 22 年	64,550	18,881		平 成 22 年 国 勢 調 査		936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	増減率(%)	△ 2.9	△ 6.0						
住民 基本 台帳	R2.3.31	62,059		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
	H31.3.31	62,836							
面 積 (km ²)		133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,688,023	財政再建 旧 産 炭		
人口密度(人/km ²)		471		基 準 財 政 需 要 額		14,045,849	不 交 付 過 疎		
区 分		令和元年度 (千円)	平成30年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		17,546,058	低 開 発 山 村		
1 歳 入 総 額		31,104,857	32,444,444	財政力指数 (合 算)	29年度	0.614	旧 新 産 旧 工 特		
2 歳 出 総 額		30,412,086	31,256,171		30年度	0.616	共同処理の対象事務		
3 歳入歳出差引額		692,771	1,188,273		元年度	0.619	後期高齢医療 常備消防		
4 翌年度繰越財源		261,802	51,446	実 質 収 支 比 率		2.5	災害基金 非常勤公務 災害		
5 実 質 収 支		430,969	1,136,827	公 債 費 負 担 比 率		12.8	交通災害共済 自治会館管理		
6 単 年 度 収 支		△ 705,858	719,528	積 立 金 現 在 高		8,448,642	健全化判断比率 (％)		
7 積 立 金		791,010	503,387	地 方 債 現 在 高		40,767,324	実質赤字比率	－	
8 繰 上 償 還 金		0	0	債 務 負 担 行 為 額		4,941,701	連結実質赤字比率	－	
9 積 立 金 取 崩 額		400,000	0				実質公債費比率	8.1	
10 実質単年度収支		△ 314,848	1,222,915				将来負担比率	69.1	
特 別 職				事 業 名		法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)
区 分 (H31.4.1現在)		改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)	病 院		有	177,887	775,430	257
				上 水 道 (簡水含む)		有	172,053	26,869	58
市 長		H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道		有	75,921	120	7
副 市 長		H17.3.22	740,000	下 水 道		有	0	1,116,830	20
教 育 長		H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排		有	0	54,869	0
議 長		H17.3.22	460,000	駐 車 場		無	22,656	0	0
副 議 長		H17.3.22	402,000	国 民 健 康 保 険		無	128,972	569,069	15
議 員		H17.3.22	370,000	介 護 保 険 (保険勘定)		無	199,101	928,013	32
				後 期 高 齢 者 医 療		無	842	258,131	2
				地 方 卸 売 場		無	151	6,505	0
				小 型 自 動 車 競		無	△ 1,176,176	0	4

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ－２								
歳 入					性 質 別 歳 出								
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 κ (千円)	κ の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税		10,269,209	33.0	9,722,497	58.2	人 件 費		3,777,306	12.4	3,475,368	3,473,489	19.7	
地 方 譲 与 税		181,704	0.6	181,704	1.1	うち 職 員 給		2,638,188	8.7	2,351,230	2,425,993	13.8	
利 子 割 交 付 金		11,320	0.0	11,320	0.1	扶 助 費		6,264,087	20.6	1,889,899	1,876,272	10.6	
配 当 割 交 付 金		32,797	0.1	32,797	0.2	公 債 費		2,766,140	9.1	2,643,952	2,643,952	15.0	
株式等譲渡所得割 交 付 金		16,836	0.1	16,836	0.1	内 訳	元 利 償 還 金	2,765,555	9.1	2,643,367	2,643,367	15.0	
地 方 消 費 税 金		1,044,378	3.4	1,044,378	6.3		一時借入金利子	585	0.0	585	585	0.0	
ゴルフ場利用税 金		65,885	0.2	65,885	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(12,807,533)	(42.1)	(8,009,219)	(7,993,713)	(45.3)	
自動車取得税 金		27,420	0.1	27,420	0.2	物 件 費		3,208,851	10.6	2,584,900	2,352,955	13.3	
環 境 性 能 割 交 付 金		8,104	0.0	8,104	0.1	維 持 補 修 費		151,291	0.5	121,465	120,512	0.7	
地方特例交付金		139,312	0.4	139,312	0.8	補 助 費 等		5,364,963	17.6	5,100,263	4,203,200	23.8	
地 方 交 付 税		6,083,249	19.6	5,431,291	32.5	積 立 金		898,295	3.0	804,872			
内 訳	普通交付税	5,431,291	17.5	5,431,291	32.5	投 資 及 び 出 資 金		333,557	1.1	333,557	0	0.0	
	特別交付税	651,958	2.1			貸 付 金		165,000	0.5	0	0	0.0	
交通安全対策 交 付 金		5,357	0.0	5,357	0.0	繰 出 金		2,705,020	8.9	2,240,887	2,121,544	12.0	
分担金及び 負担金		219,103	0.7	0	0.0	前年度繰上充用金		0	0.0	0			
使 用 料		343,423	1.1	7,479	0.0	小 計		25,634,510	84.3	19,195,163	16,791,924	95.2	
手 数 料		138,213	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費		4,777,576	15.7	793,742	経常収支比率 (%) 95.2 減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 100.6		
国 庫 支 出 金		3,803,634	12.2			うち 人 件 費		81,222	0.3	81,222			
県 支 出 金		1,728,690	5.6			普通建設事業費		4,728,370	15.5	791,108			
財 産 収 入		29,702	0.1	0	0.0	内 訳	補助事業	1,032,187	3.3	62,088			
寄 附 金		93,100	0.3				単独事業	3,576,665	11.8	707,159			
繰 入 金		524,219	1.7				県営事業 負担金等	119,518	0.4	21,861			
繰 越 金		1,188,273	3.8				災害復旧事業費	49,206	0.2	2,634			
諸 収 入		718,768	2.3	36	0.0	失業対策事業費		0	0.0	0	歳入一般財源 (千円) 経 常 16,694,416 合 計 20,681,676		
地 方 債		4,432,161	14.3			合 計		30,412,086	100.0	19,988,905			
合 計		31,104,857	100.0	16,694,416	100.0			徴 収 率 (%)			経 常 16,694,416		
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		区 分			現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	歳 出 充 当 一 般 財 源
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		市 民 税		99.6	42.3	98.4	(千円)	
議 会 費		239,015	0.8	239,015	市民税個人所得割税率		固定資産税		99.6	31.7	98.5	経 常 16,791,924	
総 務 費		4,315,721	14.2	3,071,839	6.00%		市 税 合 計		99.6	36.2	98.4	合 計 19,988,905	
民 生 費		10,077,960	33.1	5,056,690	市民税法人均等割(円)		市 税						
衛 生 費		2,513,428	8.2	2,145,884	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増 減 率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)	
労 働 費		52,024	0.2	41,466	2号	120,000							
農 林 水 産 業 費		423,145	1.4	297,368	3号	130,000	市 民 税 (個 人 分)	2,860,273	27.9	△ 0.9	2,804,059	0	
商 工 費		439,236	1.4	247,181	4号	150,000	市 民 税 (法 人 分)	1,064,067	10.4	△ 18.7	1,093,154	176,320	
土 木 費		2,696,103	8.9	1,739,220	5号	160,000	固定資産税	5,157,911	50.2	△ 0.2	5,139,687	0	
消 防 費		1,033,598	3.4	1,019,114	6号	400,000	軽自動車税	187,961	1.8	4.1	187,108	0	
教 育 費		5,806,510	19.1	3,484,542	7号	410,000	市たばこ税	444,364	4.3	1.4	445,039		
災 害 復 旧 費		49,206	0.2	2,634	8号	1,750,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-			
公 債 費		2,766,140	9.1	2,643,952	9号	3,000,000	目 的 税	554,633	5.4	1.2		0	
諸 支 出 金		0	0.0	0	市民税法人税割		入 湯 税	7,921	0.1	6.5		0	
前年度繰上充用金		0	0.0	0	12.1%		都市計画税	546,712	5.3	1.1			
合 計		30,412,086	100.0	19,988,905	固 定 資 産 税		合 計	10,269,209	100.0	△ 2.5	9,669,047	176,320	
					1.40%								

令和2年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型		Ⅱ－2
					ふ り が な		さんようおのだし	2 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3	
					市 町 村 名		山陽小野田市			
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造					
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次	
国勢 調査	平 成 27 年	62,671	17,748	就 業 人 口	平 成 27 年 国 勢 調 査		912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%	
	平 成 22 年	64,550	18,881		平 成 22 年 国 勢 調 査		936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%	
	増減率(%)	△ 2.9	△ 6.0							
住民 基本 台帳	R3.3.31	61,180		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況			
	R2.3.31	62,059								
面 積 (km ²)		133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,795,366	財政健全化等 旧 産 炭			
人口密度(人/km ²)		471		基 準 財 政 需 要 額		14,815,337	不 交 付 過 疎			
区 分		令和2年度 (千円)	令和元年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		18,300,829	低 開 発 山 振			
1 歳 入 総 額		36,132,030	31,104,857	財 政 力 指 数 (合 算)	30年度	0.616	旧 新 産 旧 工 特			
2 歳 出 総 額		35,510,953	30,412,086		元年度	0.619	共同処理の対象事務			
3 歳入歳出差引額		621,077	692,771		2年度	0.594	後期高齢者医療 常 備 消 防			
4 翌年度繰越財源		168,483	261,802		3ヶ年平均	0.610	災 害 基 金 非常勤公務災害			
5 実 質 収 支		452,594	430,969	実 質 収 支 比 率		2.5	交通災害共済 自治会館管理			
6 単 年 度 収 支		21,625	△ 705,858	公 債 費 負 担 比 率		14.4	公平委員会			
7 積 立 金		281,212	791,010	積 立 金 現 在 高		8,500,427	健全化判断比率 (％)			
8 繰 上 償 還 金		0	0	地 方 債 現 在 高		40,362,964	実質赤字比率	－		
9 積立金取崩額		350,000	400,000	債 務 負 担 行 為 額		3,227,049	連結実質赤字比率	－		
10 実質単年度収支		△ 47,163	△ 314,848				実質公債費比率	7.9		
							将来負担比率	58.6		
特 別 職				事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)		
区 分 (R2.4.1現在)		改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)							
市 長		H17.3.22	909,000	病 院	有	△ 41,467	403,359	304		
副 市 長		H17.3.22	740,000	上 水 道 (簡水含む)	有	162,323	23,698	58		
教 育 長		H17.3.22	655,000	工 業 用 水 道	有	72,884	264	7		
議 長		H17.3.22	460,000	下 水 道	有	0	1,115,874	18		
副 議 長		H17.3.22	402,000	農 業 集 落 水 排	有	0	57,937	0		
議 員		H17.3.22	370,000	駐 車 場	無	21,911	0	0		
				国 民 健 康 保 険	無	176,655	575,164	15		
				介 護 保 険 (保険勘定)	無	211,514	901,548	33		
				後 期 高 齢 者 医 療	無	783	267,241	4		
				地 方 卸 売 場 市	無	0	6,950	0		
				小 型 自 動 車 競 走	無	△ 1,182,153	0	5		

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ－２								
歳 入					性 質 別 歳 出								
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 κ (千円)	κ の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税		9,771,859	27.1	9,223,973	53.9	人 件 費		4,176,703	11.7	3,837,682	3,826,690	21.1	
地 方 譲 与 税		187,114	0.5	187,114	1.1	うち 職 員 給		2,966,979	8.4	2,966,979	2,718,342	15.0	
利 子 割 交 付 金		13,152	0.0	13,152	0.1	扶 助 費		6,171,310	17.4	1,722,037	1,722,037	9.5	
配 当 割 交 付 金		28,646	0.1	28,646	0.2	公 債 費		3,156,462	8.9	3,065,426	3,065,426	16.9	
株式等譲渡所得割 交 付 金		32,413	0.1	32,413	0.2	内 訳	元 利 償 還 金	3,156,231	8.9	3,065,195	3,065,195	16.9	
地 方 消 費 税 金 交 付 金		1,279,562	3.5	1,279,562	7.5		一時借入金利子	231	0.0	231	231	0.0	
ゴルフ場利用税 金		61,907	0.2	61,907	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(13,504,475)	(38.0)	(8,625,145)	(8,614,153)	(47.6)	
環 境 性 能 割 交 付 金		15,684	0.0	15,684	0.1	物 件 費		3,275,967	9.2	2,389,031	2,112,735	11.7	
法 人 事 業 税 金 交 付 金		94,896	0.3	94,896	0.5	維 持 補 修 費		200,134	0.6	139,269	139,216	0.8	
地方特例交付金		65,744	0.2	65,744	0.4	補 助 費 等		12,281,186	34.6	5,831,865	4,309,236	23.8	
地 方 交 付 税		6,697,496	18.5	6,081,236	35.6	積 立 金		532,952	1.5	365,474			
内 訳	普通交付税	6,081,236	16.8	6,081,236	35.6	投 資 及 び 出 資 金		394,449	1.1	394,449	0	0.0	
	特別交付税	616,260	1.7			貸 付 金		165,328	0.5	0	0	0.0	
交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金		5,477	0.0	5,477	0.0	繰 出 金		2,746,807	7.7	2,252,192	2,127,577	11.8	
分 担 金 及 び 負 担 金		158,366	0.4	0	0.0	前年度繰上充用金		0	0.0	0			
使 用 料		286,131	0.8	7,846	0.0	小 計		33,101,298	93.2	19,997,425	17,302,917	95.6	
手 数 料		133,183	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費		2,409,655	6.8	610,916	経常収支比率 (%) 95.6 減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 101.2		
国 庫 支 出 金		10,974,248	30.4			うち 人 件 費		65,988	0.2	65,988			
県 支 出 金		1,781,298	4.9			普通建設事業費		2,401,526	6.8	610,662			
財 産 収 入		24,125	0.1	0	0.0	内 訳	補 助 事 業	430,533	1.2	27,112			
寄 附 金		170,189	0.5				単 独 事 業	1,845,299	5.2	565,373			
繰 入 金		481,179	1.3				県 営 事 業 負 担 金 等	125,694	0.4	18,177			
繰 越 金		692,771	1.9			災害復旧事業費		8,129	0.0	254			
諸 収 入		575,016	1.6	31	0.0	失業対策事業費		0	0.0	0	歳入一般財源 (千円)		
地 方 債		2,601,574	7.2			合 計		35,510,953	100.0	20,608,341			
合 計		36,132,030	100.0	17,097,681	100.0			徴 収 率 (%)			経 常	17,097,681	
目 的 別 歳 出					適用税率の状況	区 分			現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	合 計	21,229,418
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)	市 民 税		99.5	36.8	98.4	歳出充当一般財源 (千円)		
議 会 費		229,782	0.6	229,782	市民税個人所得割税率	固定資産税		96.4	19.6	95.3	経 常	17,302,917	
総 務 費		9,625,972	27.1	2,512,733	6.0%	市 税 合 計		97.8	27.6	96.7	合 計	20,608,341	
民 生 費		10,374,528	29.2	4,978,174	市民税法人均等割(円)	市 税							
衛 生 費		2,124,626	6.0	1,853,836	1号 50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	基 準 税 額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)		
労 働 費		52,719	0.1	46,940	2号 120,000								
農 林 水 産 業 費		449,356	1.3	294,439	3号 130,000	市 民 税 (個人分)	2,829,968	29.0	△ 1.1	2,819,368	0		
商 工 費		1,402,860	4.0	1,207,007	4号 150,000	市 民 税 (法人分)	792,400	8.1	△ 25.5	779,103	144,723		
土 木 費		2,382,549	6.7	1,722,890	5号 160,000	固定資産税	4,974,439	50.9	△ 3.6	5,089,333	0		
消 防 費		978,294	2.8	970,606	6号 400,000	軽自動車税	196,273	2.0	4.4	193,966	0		
教 育 費		4,725,676	13.3	3,726,254	7号 410,000	市たばこ税	426,009	4.4	△ 4.1	455,687			
災 害 復 旧 費		8,129	0.0	254	8号 1,750,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-				
公 債 費		3,156,462	8.9	3,065,426	9号 3,000,000	目 的 税	552,770	5.6	△ 0.3		0		
諸 支 出 金		0	0.0	0	市民税法人税割	入 湯 税	4,884	0.0	△ 38.3		0		
前年度繰上充用金		0	0.0	0	12.1%	都 市 計 画 税	547,886	5.6	0.2				
合 計		35,510,953	100.0	20,608,341	固定資産税	合 計	9,771,859	100.0	△ 4.8	9,337,457	144,723		
					1.4%								

令和3年度
決算状況

令和3年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
					ふ り が な		さんようおのだし	3 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3
					市 町 村 名		山陽小野田市		
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
国勢 調査	令 和 2 年	60,326	16,100	就業人口	令和2年国勢調査		812 3.0%	8,866 32.3%	17,724 64.7%
	平 成 27 年	62,671	17,748		平成27年国勢調査		912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	増減率(%)	△ 3.7	△ 9.3						
住民 基本 台帳	R4.3.31	60,464		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
	R3.3.31	61,180							
面 積 (km ²)		133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,447,365	財政健全化等 旧 産 炭		
人口密度(人/km ²)		453		基 準 財 政 需 要 額		15,393,947	不 交 付 過 疎		
区 分		令和3年度 (千円)		令和2年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		18,957,499	低 開 発 山 振	
1 歳 入 総 額		33,409,252	36,132,030	財政力指数 (合 算)	元年度	0.619	旧 新 産 旧 工 特		
2 歳 出 総 額		32,102,809	35,510,953		2 年度	0.594	共同処理の対象事務		
3 歳入歳出差引額		1,306,443	621,077		3 年度	0.549	後期高齢者医療 常 備 消 防		
4 翌年度繰越財源		117,178	168,483		3ヶ年平均	0.587	災 害 基 金 非常勤公務災害		
5 実 質 収 支		1,189,265	452,594	実 質 収 支 比 率		6.3	交通災害共済 自治会館管理		
6 単 年 度 収 支		736,671	21,625	公 債 費 負 担 比 率		15.3	公平委員会		
7 積 立 金		200,829	281,212	積 立 金 現 在 高		9,376,532	健全化判断比率 (％)		
8 繰 上 償 還 金		0	0	地 方 債 現 在 高		40,152,234	実質赤字比率	－	
9 積立金取崩額		0	350,000	債 務 負 担 行 為 額		6,246,743	連結実質赤字比率	－	
10 実質単年度収支		937,500	△ 47,163				実質公債費比率	7.8	
							将来負担比率	54.1	
特 別 職				事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
区 分	改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)	病 院						有
(R3.4.1現在)			上 水 道 (簡水含む)	有	169,462	28,037	58		
市 長	H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	79,393	516	6		
副 市 長	H17.3.22	740,000	下 水 道	有	0	1,166,917	18		
教 育 長	H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排	有	0	24,235	0		
議 長	H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	24,672	0	0		
副 議 長	H17.3.22	402,000	国 民 健 康 陰 保	無	170,808	562,603	15		
議 員	H17.3.22	370,000	介 護 保 険 (保 険 勘 定)	無	291,097	889,804	33		
				後 期 高 齢 者 医 療	無	805	272,507	3	
				小 型 自 動 車 競	無	△ 1,054,023	0	6	

市 町 村 名			山陽小野田市		類型	Ⅱ－2						
歳 入						性 質 別 歳 出						
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)
地 方 税		9,993,224	29.9	9,454,862	51.0	人 件 費		4,320,807	13.5	3,966,518	3,947,906	19.9
地 方 譲 与 税		180,735	0.5	180,735	1.0	うち 職 員 給		3,003,308	9.4	2,702,394	2,744,112	13.9
利 子 割 交 付 金		10,763	0.0	10,763	0.1	扶 助 費		7,502,302	23.4	1,573,666	1,565,435	7.9
配 当 割 交 付 金		42,800	0.1	42,800	0.2	公 債 費		3,408,030	10.6	3,347,543	3,347,543	16.9
株式等譲渡所得割 交 付 金		49,725	0.1	49,725	0.3	内 訳	元 利 償 還 金	3,408,022	10.6	3,347,535	3,347,535	16.9
地 方 消 費 税 金		1,390,049	4.2	1,390,049	7.5		一時借入金利息	8	0.0	8	8	0.0
ゴルフ場利用税 金		69,523	0.2	69,523	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(15,231,139)	(47.5)	(8,887,727)	(8,860,884)	(44.8)
環 境 性 能 割 交 付 金		14,569	0.0	14,569	0.1	物 件 費		3,898,654	12.1	2,449,398	2,262,505	11.4
法 人 事 業 税 金		164,394	0.5	164,394	0.8	維 持 補 修 費		195,170	0.6	148,344	148,025	0.7
地方特例交付金		202,012	0.6	195,016	1.1	補 助 費 等		5,601,393	17.4	4,894,811	4,317,820	21.8
地 方 交 付 税		7,591,447	22.7	6,946,582	37.5	積 立 金		1,209,609	3.8	1,090,750		
内 訳	普通交付税	6,946,582	20.8	6,946,582	37.5	投 資 及 び 出 資 金		376,729	1.2	376,729	0	0.0
	特別交付税	644,865	1.9			貸 付 金		165,281	0.5	0	0	0.0
交 通 安 全 対 策 金		5,537	0.0	5,537	0.0	繰 出 金		2,724,489	8.5	2,237,121	2,120,551	10.7
分 担 金 及 び 負 担 金		162,689	0.5	0	0.0	前年度繰上充用金		0	0.0	0		
使 用 料		292,155	0.9	8,629	0.0	小 計		29,402,464	91.6	20,084,880	17,709,785	89.5
手 数 料		137,363	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費		2,700,345	8.4	533,783	経常収支比率 減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 95.6	
国 庫 支 出 金		6,130,814	18.4			うち 人 件 費		54,758	0.2	54,758		
県 支 出 金		1,902,667	5.7			普通建設事業費		2,691,174	8.5	533,439		
財 産 収 入		59,384	0.2	0	0.0	内 訳	補 助 事 業	501,727	1.6	56,456		
寄 附 金		122,734	0.4				単 独 事 業	2,071,517	6.5	457,473		
繰 入 金		333,513	1.0				県 営 事 業 負 担 金 等	117,930	0.4	19,510		
繰 越 金		621,077	1.9			災害復旧事業費		9,171	0.0	344		
諸 収 入		859,835	2.6	23	0.0	失業対策事業費		0	0.0	0	歳入一般財源 (千円) 経 常 18,533,207 合 計 21,925,106	
地 方 債		3,072,243	9.2			合 計		32,102,809	100.0	20,618,663		
合 計		33,409,252	100.0	18,533,207	100.0			徴 収 率 (%)				
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		区 分		現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	歳出充当一般財源 (千円) 経 常 17,709,785 合 計 20,618,663
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500		市 民 税	99.6	40.0	98.7		
議 会 費		223,285	0.7	223,285	市民税個人所得割税率		固定資産税	99.8	77.8	98.8		
総 務 費		4,372,389	13.6	3,315,642	6.0%		市 税 合 計	99.7	68.7	98.7		
民 生 費		12,300,428	38.4	4,987,705	市民税法人均等割(円)		市 税					
衛 生 費		2,640,492	8.2	1,926,560	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	基 準 税 額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)
労 働 費		35,218	0.1	29,509	2号	120,000						
農 林 水 産 業 費		419,561	1.3	241,611	3号	130,000	市 民 税 (個人分)	2,801,045	28.0	△ 1.0	2,663,321	0
商 工 費		776,302	2.4	202,894	4号	150,000	市 民 税 (法人分)	778,241	7.8	△ 1.8	465,300	168,348
土 木 費		2,253,553	7.0	1,676,606	5号	160,000	固定資産税	5,214,689	52.2	4.8	5,103,416	0
消 防 費		1,092,101	3.4	1,080,837	6号	400,000	軽自動車税	200,141	2.0	2.0	194,572	0
教 育 費		4,572,279	14.3	3,586,127	7号	410,000	市たばこ税	455,396	4.6	6.9	456,968	
災 害 復 旧 費		9,171	0.0	344	8号	1,750,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-		
公 債 費		3,408,030	10.6	3,347,543	9号	3,000,000	目 的 税	543,712	5.4	△ 1.6		0
諸 支 出 金		0	0.0	0	市民税法人税割		入 湯 税	5,350	0.1	9.5		0
前年度繰上充用金		0	0.0	0	8.4%		都市計画税	538,362	5.4	△ 1.7		
合 計		32,102,809	100.0	20,618,663	固 定 資 産 税		合 計	9,993,224	100.0	2.3	8,883,577	168,348
					1.4%							

令和4年度
決算状況

令和4年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
					ふ り が な		さんようおのだし	4 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3
					市 町 村 名		山陽小野田市		
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
					就業人口	令和2年国勢調査	812 3.0%	8,866 32.3%	17,724 64.7%
						平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
国勢調査	令和2年	60,326	16,100						
	平成27年	62,671	17,748						
	増減率(%)	△ 3.7	△ 9.3						
住民基本台帳	R5.3.31	59,797		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
	R4.3.31	60,464							
面 積 (km ²)		133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,758,688	財政健全化等 旧 産 炭		
人口密度(人/km ²)		453		基 準 財 政 需 要 額		16,028,096	不 交 付 過 疎		
区 分		令和4年度 (千円)	令和3年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		18,818,341	低 開 発 山 振		
				財政力指数 (合 算)	2年度	0.594	旧 新 産 旧 工 特		
1 歳 入 総 額	32,678,427	33,409,252	3年度		0.549	共同処理の対象事務			
2 歳 出 総 額	31,789,972	32,102,809	4年度		0.546	後期高齢者医療 常 備 消 防			
3 歳入歳出差引額	888,455	1,306,443	3ヶ年平均		0.563	災 害 基 金 非 常 勤 公 務 災 害			
4 翌年度繰越財源		241,882	117,178	実 質 収 支 比 率		3.4	交通災害共済 自治会館管理		
5 実 質 収 支		646,573	1,189,265	公 債 費 負 担 比 率		16.3	公平委員会		
6 単 年 度 収 支		△ 542,692	736,671	積 立 金 現 在 高		10,093,337	健全化判断比率 (％)		
7 積 立 金		201,293	200,829	地 方 債 現 在 高		38,089,102	実質赤字比率	－	
8 繰 上 償 還 金		0	0	債 務 負 担 行 為 額		7,302,502	連結実質赤字比率	－	
9 積立金取崩額		0	0				実質公債費比率	8.9	
10 実質単年度収支		△ 341,399	937,500				将来負担比率	43.7	
特 別 職				事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計からの繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
区 分		改定実施 年 月 日	平均給料 報酬月額 (円)						
(R4.4.1現在)				病 院	有	254,372	435,670	333	
				上 水 道 (簡水含む)	有	127,139	30,250	56	
市 長		H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	43,940	516	6	
副 市 長		H17.3.22	740,000	下 水 道	有	0	1,217,324	19	
教 育 長		H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排	有	0	14,811	0	
議 長		H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	32,235	0	0	
副 議 長		H17.3.22	402,000	国 民 健 康 保 険	無	96,838	558,978	14	
議 員		H17.3.22	370,000	介 護 保 険 (保 険 勘 定)	無	275,318	901,623	33	
				後期高齢者療 医	無	1,291	282,851	3	
				小型自動車走 競	無	△ 922,082	0	6	

市 町 村 名			山陽小野田市		類型	Ⅱ－２						
歳 入					性 質 別 歳 出							
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)
地 方 税		10,321,864	31.6	9,768,140	51.2	人 件 費		4,321,337	13.6	3,983,894	3,978,884	20.5
地 方 譲 与 税		194,074	0.6	194,074	1.0	うち 職 員 給		2,973,483	9.4	2,695,079	2,737,843	14.1
利 子 割 交 付 金		5,373	0.0	5,373	0.0	扶 助 費		6,646,743	20.9	1,754,698	1,751,784	9.0
配 当 割 交 付 金		38,632	0.1	38,632	0.2	公 債 費		3,738,054	11.8	3,693,066	3,683,166	18.9
株式等譲渡所得割 交 付 金		28,463	0.1	28,463	0.2	内 訳	元 利 償 還 金	3,738,053	11.8	3,693,065	3,683,165	18.9
地 方 消 費 税 金		1,435,539	4.4	1,435,539	7.5		一時借入金利子	1	0.0	1	1	0.0
ゴルフ場利用税金 付		70,717	0.2	70,717	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(14,706,134)	(46.3)	(9,431,658)	(9,413,834)	(48.4)
環 境 性 能 割 金		17,817	0.1	17,817	0.1	物 件 費		4,261,547	13.4	2,707,178	2,597,930	13.4
交 法 人 事 業 税 金		162,022	0.5	162,022	0.9	維 持 補 修 費		190,892	0.6	120,730	120,522	0.6
地方特例交付金		66,003	0.2	66,003	0.3	補 助 費 等		6,113,609	19.2	5,298,005	4,382,859	22.5
地 方 交 付 税		7,979,376	24.4	7,282,940	38.2	積 立 金		1,032,532	3.3	896,690		
内 訳	普通交付税	7,282,940	22.3	7,282,940	38.2	投 資 及 び 出 資 金		443,140	1.4	443,140	0	0.0
	特別交付税	696,436	2.1			貸 付 金		165,217	0.5	0	0	0.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,863	0.0	4,863	0.0	繰 出 金		2,742,094	8.6	2,253,502	2,135,479	11.0
分 担 金 及 び 負 担		155,665	0.5	0	0.0	前年度繰上充用金		0	0.0	0		
使 用 料		282,084	0.9	8,593	0.0	小 計		29,655,165	93.3	21,150,903	18,650,624	95.9
手 数 料		137,434	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費		2,134,807	6.7	640,699	経常収支比率	
国 庫 支 出 金		5,668,865	17.3			うち 人 件 費		39,776	0.1	39,776	(%)	
県 支 出 金		1,876,066	5.7			普通建設事業費		2,007,435	6.3	565,146	95.9	
財 産 収 入		39,914	0.1	0	0.0	内 訳	補 助 事 業	767,809	2.4	150,360	減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率	
寄 附 金		140,084	0.4				単 独 事 業	1,092,055	3.4	396,796	(%)	
繰 入 金		315,729	1.0				県 営 事 業 負 担 金 等	147,571	0.5	17,990	97.7	
繰 越 金		1,306,443	4.0				災害復旧事業費	127,372	0.4	75,553	歳入一般財源	
諸 収 入		865,240	2.7	33	0.0	失 業 対 策 事 業 費		0	0.0	0	(千円)	
地 方 債		1,566,160	4.8			合 計		31,789,972	100.0	21,791,602	経 常 19,083,209 合 計 22,680,057	
合 計		32,678,427	100.0	19,083,209	100.0			徴 収 率 (%)			歳出充当一般財源	
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計		
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		市 民 税	99.6	28.0	98.8	(千円)	
議 会 費		223,445	0.7	223,445	市民税個人所得割税率		固定資産税	99.7	20.4	98.9	経 常 18,650,624	
総 務 費		4,060,607	12.8	3,180,122	6.0%		市 税 合 計	99.7	24.1	98.9	合 計 21,791,602	
民 生 費		11,210,848	35.3	5,229,814	市民税法人均等割(円)		市 税					
衛 生 費		2,666,503	8.4	2,069,464	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増 減 率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)
労 働 費		38,483	0.1	30,583	2号	120,000						
農 林 水 産 業 費		457,054	1.4	232,019	3号	130,000	市 民 税 (個 人 分)	2,834,895	27.5	1.2	2,758,765	0
商 工 費		999,621	3.2	429,971	4号	150,000	市 民 税 (法 人 分)	846,039	8.2	8.7	527,475	185,640
土 木 費		2,364,486	7.4	1,823,802	5号	160,000	固定資産税	5,387,408	52.2	3.3	5,290,954	0
消 防 費		1,248,037	3.9	1,193,506	6号	400,000	軽自動車税	208,845	2.0	4.3	206,175	0
教 育 費		4,655,462	14.6	3,610,257	7号	410,000	市たばこ税	485,301	4.7	6.6	463,443	
災 害 復 旧 費		127,372	0.4	75,553	8号	1,750,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-		
公 債 費		3,738,054	11.8	3,693,066	9号	3,000,000	目 的 税	559,376	5.4	2.9		0
諸 支 出 金		0	0.0	0	市民税法人税割		入 湯 税	5,652	0.1	5.6		0
前年度繰上充用金		0	0.0	0	8.4%		都 市 計 画 税	553,724	5.4	2.9		
合 計		31,789,972	100.0	21,791,602	固 定 資 産 税		合 計	10,321,864	100.0	3.3	9,246,812	185,640
					1.4%							

時間外勤務手当 普通会計ベース			
(単位千円)			
年度	R2年度	R3年度	R4年度
時間外勤務手当	93,088	120,443	96,456

過去5年間の職員数推移

正規職員数

年度	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
市長部局	404	407	411	410	411
教育委員会	69	70	65	64	61
病院局	193	191	196	210	216
水道局	57	57	56	54	55
計	723	725	728	738	743

臨時職員数(会計年度任用職員)

年度	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
市長部局	132	149	158	175	178
教育委員会	72	88	90	76	78
病院局	78	92	103	100	112
水道局	4	6	5	6	6
計	286	335	356	357	374

嘱託職員数

年度	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
市長部局	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
病院局	16	0	0	0	0
水道局	0	0	0	0	0
計	16	0	0	0	0

再任用職員数

年度	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
市長部局	11	19	17	19	17
教育委員会	6	6	7	2	3
病院局	6	8	9	12	14
水道局	2	2	2	1	2
計	25	35	35	34	36

任期付職員数

年度	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
市長部局	58	48	48	48	49
教育委員会	24	15	15	9	10
病院局	1	1	2	1	3
水道局	0	0	0	0	0
計	83	64	65	58	62

総数

年度	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
市長部局	605	623	634	652	655
教育委員会	171	179	177	151	152
病院局	294	292	310	323	345
水道局	63	65	63	61	63
計	1,133	1,159	1,184	1,187	1,215

※市長、副市長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者を除く

4. 5年間の基金残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
8,074,550	8,448,642	8,500,427	9,376,532	10,093,337

5. 5年間の地方債残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成29年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
35,444,911	40,767,324	40,362,964	40,152,234	38,089,102

6. 5年間の債務負担行為目的別残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
土地の購入に係るもの					
建造物の購入に係るもの					
その他の物件の購入に係るもの					
製造工事の請負に係るもの	2,323,645	2,351,324	851,032	584,314	558,107
債務保証・損失補償に係るもの					0
その他の	2,925,888	2,590,377	2,376,017	5,662,429	6,744,395
その他実質的な債務負担に係るもの					
合計	5,249,533	4,941,701	3,227,049	6,246,743	7,302,502

7. 5年間の会計ごと繰出金状況(決算統計より)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
病院	450,247	775,430	403,359	413,082	435,670
上水道 (簡水含む)	22,394	26,869	23,698	28,037	30,250
工業用水道	360	120	264	516	516
国民健康保険	564,753	569,069	575,164	562,603	558,978
駐車場	0	0	0	0	0
介護保険 (保険勘定)	869,075	975,456	984,823	973,241	985,430
後期高齢者 医療	1,151,720	1,153,990	1,179,870	1,188,645	1,197,686
地方卸売市場	6,864	6,505	6,950		
下水道	1,119,000	1,116,830	1,115,874	1,166,917	1,217,324
農業集落排水	58,211	54,869	57,937	24,235	14,811
小型自動車 競	0	0	0	0	0

※繰出金のほか出資金等を含む。

※地方卸売市場事業特別会計は令和2年度末で廃止

8. 5年間の公債費の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子
2,690,795	195,630	2,593,306	172,249	3,005,935	150,296	3,282,973	125,049	3,629,292	108,761

今後の地方債残高の見通し（予算概要より）

（単位：千円）

令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末
36,583,412	35,247,833	33,733,434	31,916,072	30,024,783

9. 5年間の公有地の売却件数及び売却額

年度 摘要		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
市有地売払い	件 数	8 件	5 件	1 件	4 件	1 件	19 件
	金 額	10,108,815 円	8,426,458 円	7,314,000 円	41,556,000 円	191,776 円	67,597,049 円
一般競争入札	件 数	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件	2 件
	金 額	82,888,880 円	0 円	0 円	0 円	24,482,000 円	107,370,880 円
法定外公共物 売払い	件 数	4 件	2 件	8 件	3 件	1 件	18 件
	金 額	748,267 円	5,871,088 円	2,694,686 円	2,332,788 円	238,380 円	11,885,209 円
山林売払い	件 数	1 件	0 件	0 件	1 件	0 件	2 件
	金 額	14,838 円	0 円	0 円	367,800 円	0 円	382,638 円
合 計	件 数	14 件	7 件	9 件	8 件	3 件	41 件
	金 額	93,760,800 円	14,297,546 円	10,008,686 円	44,256,588 円	24,912,156 円	187,235,776 円

10. 5年間の委託料の推移とそのうち清掃、警備、設備保守委託料の推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	3,300,249	3,439,898	3,385,166	3,788,798	4,152,838
うち、清掃委託料	23,988	26,303	30,455	32,642	33,400
うち、警備委託料	65,023	66,213	62,262	69,604	64,714
うち、設備保守委託料	45,295	49,641	52,840	61,024	59,262

⑪ 5年間の法人市民税「資本金等の額・従業員数」ランク別法人数の推移

	税率(円)	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
資本金等の額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人	3,000,000	21	20	17	18	20
資本金等の額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人	1,750,000	2	2	2	3	2
資本金等の額が10億円を超え従業員数が50人以下の法人	410,000	82	83	86	82	85
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超える法人	400,000	12	12	13	11	11
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下の法人	160,000	66	62	57	55	58
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を越える法人	150,000	21	23	21	22	25
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下の法人	130,000	223	226	220	225	223
資本金等の額が1千万円以下で従業員数が50人を超える法人	120,000	14	14	14	16	15
その他の法人等	50,000	892	870	850	831	830
合 計		1,333	1,312	1,280	1,263	1,269

⑫ 5年間の市税、項目別滞納状況

平成30年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	4,183,366	100,219	4,283,585	4,156,930	39,233	4,196,163	99.4	39.2	98.0
個人	2,877,474	97,660	2,975,134	2,848,281	38,390	2,886,671	99.0	39.3	97.0
法人	1,305,892	2,559	1,308,451	1,308,649	843	1,309,492	100.2	32.9	100.1
2 固 定 資 産 税	5,156,756	112,978	5,269,734	5,132,809	33,060	5,165,869	99.5	29.3	98.0
3 軽 自 動 車 税	180,682	10,661	191,343	177,238	3,251	180,489	98.1	30.5	94.3
4 市 た ば こ 税	438,337	0	438,337	438,337	0	438,337	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,438	0	7,438	7,438	0	7,438	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	538,979	18,260	557,239	534,878	5,621	540,499	99.2	30.8	97.0
合 計	10,505,558	242,118	10,747,676	10,447,630	81,165	10,528,795	99.5	33.5	98.0

※ 決算額は還付未済額を含む。

令和元年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,906,443	83,039	3,989,482	3,889,248	35,093	3,924,341	99.6	42.3	98.4
個人	2,844,562	81,566	2,926,128	2,825,719	34,554	2,860,273	99.3	42.4	97.8
法人	1,061,881	1,473	1,063,354	1,063,529	539	1,064,068	100.2	36.6	100.1
2 固 定 資 産 税	5,148,362	88,413	5,236,775	5,129,840	28,070	5,157,910	99.6	31.8	98.5
3 軽 自 動 車 税	188,022	9,729	197,751	184,991	2,969	187,960	98.4	30.5	95.1
4 市 た ば こ 税	444,364	0	444,364	444,364	0	444,364	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,921	0	7,921	7,921	0	7,921	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	545,036	14,737	559,773	541,890	4,823	546,713	99.4	32.7	97.7
合 計	10,240,148	195,918	10,436,066	10,198,254	70,955	10,269,209	99.6	36.2	98.4

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和2年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,619,098	62,176	3,681,274	3,599,460	22,908	3,622,368	99.5	36.8	98.4
個人	2,824,568	60,890	2,885,458	2,807,466	22,502	2,829,968	99.4	37.0	98.1
法人	794,530	1,286	795,816	791,994	406	792,400	99.7	31.6	99.6
2 固 定 資 産 税	5,147,946	72,762	5,220,708	4,960,153	14,287	4,974,440	96.4	19.6	95.3
3 軽 自 動 車 税	195,396	0	195,396	193,267	0	193,267	98.9	0.0	98.9
4 市 た ば こ 税	426,009	0	426,009	426,009	0	426,009	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	4,884	0	4,884	4,884	0	4,884	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	551,221	11,755	562,976	545,109	2,776	547,885	98.9	23.6	97.3
8 旧 法 に よ る 税	0	9,065	9,065	0	3,006	3,006	0.0	33.2	33.2
合 計	9,944,554	155,758	10,100,312	9,728,882	42,977	9,771,859	97.8	27.6	96.8

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和3年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,573,283	54,237	3,627,520	3,557,586	21,700	3,579,286	99.6	40.0	98.7
個人	2,799,476	50,530	2,850,006	2,782,289	18,756	2,801,045	99.4	37.1	98.3
法人	773,807	3,707	777,514	775,297	2,944	778,241	100.2	79.4	100.1
2 固 定 資 産 税	5,039,727	239,132	5,278,859	5,028,591	186,098	5,214,689	99.8	77.8	98.8
3 軽 自 動 車 税	200,088	2,142	202,230	197,939	943	198,882	98.9	44.0	98.3
4 市 た ば こ 税	455,396	0	455,396	455,396	0	455,396	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	5,350	0	5,350	5,350	0	5,350	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	534,249	13,971	548,220	532,199	6,163	538,362	99.6	44.1	98.2
8 旧 法 に よ る 税	0	5,312	5,312	0	1,259	1,259	0.0	23.7	23.7
合 計	9,808,093	314,794	10,122,887	9,777,061	216,163	9,993,224	99.7	68.7	98.7

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和4年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,682,935	41,776	3,724,711	3,669,244	11,690	3,680,934	99.6	28.0	98.8
個人	2,836,315	40,755	2,877,070	2,823,624	11,271	2,834,895	99.6	27.7	98.5
法人	846,620	1,021	847,641	845,620	419	846,039	99.9	41.0	99.8
2 固 定 資 産 税	5,390,218	56,889	5,447,107	5,375,814	11,594	5,387,408	99.7	20.4	98.9
3 軽 自 動 車 税	208,866	3,258	212,124	206,984	1,234	208,218	99.1	37.9	98.2
4 市 た ば こ 税	485,301	0	485,301	485,301	0	485,301	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	5,652	0	5,652	5,652	0	5,652	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	554,178	8,618	562,796	551,479	2,245	553,724	99.5	26.1	98.4
8 旧 法 に よ る 税	6	3,001	3,007	0	627	627	0.0	20.9	20.9
合 計	10,327,156	113,542	10,440,698	10,294,474	27,390	10,321,864	99.7	24.1	98.9

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

13. 過去5年間の教育費のうち建設費を除いた推移

(単位；千円)

30年度	1,546,948
元年度	1,578,649
2年度	2,083,404
3年度	1,927,074
4年度	1,905,464

14. 5年間の図書館及び学校図書館の図書購入費状況

(単位：円)

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中央図書館	7,831,963	9,031,768	9,355,769	9,246,523	9,548,742
厚狭図書館	3,204,946	2,604,981	2,604,861	2,613,650	2,604,734
小計	11,036,909	11,636,749	11,960,630	11,860,173	12,153,476
小学校	2,751,552	2,795,707	2,794,180	2,620,651	2,921,097
中学校	2,414,248	2,448,505	2,414,977	2,351,534	2,553,451
小計	5,165,800	5,244,212	5,209,157	4,972,185	5,474,548
合計	16,202,709	16,880,961	17,169,787	16,832,358	17,628,024

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電子書籍購入費				9,897,052	6,999,009

15. 学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況（令和4年度）

項 目 学校名		要 望 件 数			実施件数 D (E+F)	実施率(%) G (D/A)
		A (B+C)	うち当初要 望件数	うち追加要望 件数		
			B	C		
小 学 校	有 帆	61	3	58	51	83.6
	高千帆	76	4	72	73	96.1
	高 泊	73	6	67	69	94.5
	小野田	61	4	57	55	90.2
	須 恵	46	4	42	44	95.7
	赤 崎	56	10	46	48	85.7
	松原分校	11	3	8	9	81.8
	本 山	26	6	20	21	80.8
	厚 狭	79	13	66	71	89.9
	厚 陽	37	6	31	33	89.2
	出 合	35	10	25	30	85.7
	埴 生	49	14	35	41	83.7
	津布田	14	0	14	14	100.0
	計	624	83	541	559	89.6
中 学 校	高千帆	72	12	60	64	88.9
	小野田	31	5	26	29	93.5
	竜 王	75	11	64	69	92.0
	厚 狭	64	17	47	58	90.6
	埴 生	2	0	2	2	100.0
	厚 陽	5	0	5	5	100.0
	計	249	45	204	227	91.2
合 計		873	128	745	786	90.0

16. 各学校別施設利用状況（有料、無料別・3年間）

（単位：人）

【社会体育等に係る学校施設利用状況】

※選挙、防災訓練、敬老会、幼稚園・保育園の運動会等の行事は除く

学校名		区分	屋内運動場（体育館）						屋外運動場（グラウンド）					
			2年度		3年度		4年度		2年度		3年度		4年度	
			利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数
小学校	有 帆	有料	6	76	3	28	3	58						
		無料	266	6,553	192	3,462	180	3,426	170	5,165	151	4,831	183	8,698
	高千帆	有料	30	358	24	284	53	576						
		無料	143	3,120	200	5,661	245	7,031	123	6,452	141	6,916	136	4,055
	高 泊	有料	15	147	35	309	47	549						
		無料	322	4,771	362	6,707	329	8,095	215	3,221	192	3,225	240	3,993
	小野田	有料	23	192	52	553	63	942						
		無料	124	2,285	119	2,509	145	3,187	146	2,340	127	2,689	124	2,225
	須 恵	有料	91	1,317	103	1,672	151	2,202						
		無料	201	5,170	222	7,148	367	11,285	230	7,314	197	5,098	189	4,278
	赤 崎	有料	33	376	68	696	67	862						
		無料	90	2,104	83	1,998	70	1641	138	3,050	162	3,954	156	4,860
	本 山	有料	6	86	6	182	11	141						
		無料	88	1,278	166	3,092	122	1,823	219	8,280	194	7,293	242	9,058
	厚 狭	有料	99	1,400	124	1,668	145	2,048						
		無料	436	7,312	443	7,206	400	6,890	177	5,310	172	5,160	188	8,040
	厚 陽	有料	87	1,226	110	1,558	82	1,118						
		無料	190	3,554	171	3,292	171	3,319	117	2,808	178	4,272	33	1,490
	出 合	有 料			7	125								
		無 料	224	6,223	172	3,921	196	4,123	192	3,859	114	2,357	51	1,355
	埴 生	有料	40	900										
		無料	65	824	252	4,252	212	3,422	4	77	9	143	2	20
	津布田	有料	1	20	2	40								
		無料	121	2,504	127	4,064	145	4,350					1	80
	計	有料	431	6,098	534	7,115	622	8,496						
		無料	2,270	45,698	2,509	53,312	2,582	58,592	1,731	47,876	1,637	45,938	1,545	48,152
中学校	高千帆	有料	186	2,213	262	3,319	270	3,510						
		無料	31	264	56	405	55	547						
	小野田	有料	41	783	302	5,853	256	4,608						
		無料	7	80	48	720	61	1,220						
	竜 王	有料	114	1,330	145	2,075	124	1,640						
		無料	64	1,388	2	50	3	140			1	53		
	厚 狭	有料	70	1,097	96	1,490	51	937						
		無料	67	747	90	601	201	2,033						
	埴 生	有料	39	468	24	288	21	277						
		無料	128	1,871										
	厚 陽	有料	123	1,750	122	1,602	144	2,030						
		無料	40	860	49	1,273	40	887	2	40				
	計	有料	573	7,641	951	14,627	866	13,002						
		無料	337	5,210	245	3,049	360	4,827	2	40	1	53		
合 計	有料	1,004	13,739	1,485	21,742	1,488	21,498							
	無料	2,607	50,908	2,754	56,361	2,942	63,419	1,733	47,916	1,638	45,991	1,545	48,152	

17. 就学援助利用者数、金額及び交付税算入額（5年間）

（単位：人、円）

	小 学 校					中 学 校					医療費 支給額	給食費 支給額	合 計				
	就学予定 支給者数	支給者数	児童数	支給者率	学用品費等 支給金額	就学予定 支給者数	支給者数	生徒数	支給者率	学用品費等 支給額			就学予定 支給者数	支給者数	児童 生徒数	支給者率	支給金額
平成30年度	102	732	3,273	22.4%	17,749,799	117	412	1,597	25.8%	23,160,099	684,800	52,301,830	219	1,144	4,870	23.5%	93,896,528
令和元年度	108	746	3,215	23.2%	21,606,894	147	409	1,572	26.0%	28,293,994	967,834	49,459,762	255	1,155	4,787	24.1%	100,328,484
令和2年度	103	666	3,140	21.2%	16,227,992	106	431	1,551	27.8%	19,100,944	579,313	51,611,624	209	1,097	4,691	23.4%	87,519,873
令和3年度	93	639	3,161	20.2%	16,521,559	89	384	1,523	25.2%	19,485,198	185,110	48,411,672	182	1,023	4,684	21.8%	84,603,539
令和4年度	89	623	3,118	20.0%	17,165,360	97	351	1,506	23.3%	22,693,824	92,020	45,582,172	186	974	4,624	21.1%	85,533,376

	交付税算入額（理論値）
平成30年度	12,197,000
令和元年度	12,204,000
令和2年度	11,688,000
令和3年度	10,583,000
令和4年度	11,255,000

18 教育委員会所管の各施設の利用状況（有料、無料別・3年間）

18

施設名	年度	総件数	有料件数	無料件数	総利用者数	有料利用者数	無料利用者数
中央図書館	R2	－	－	－	78,814	721	78,093
	R3	－	－	－	95,988	867	95,121
	R4	－	－	－	101,284	1,088	100,196
厚狭図書館	R2	－	－	－	27,000	－	27,000
	R3	－	－	－	31,111	－	31,111
	R4	－	－	－	36,309	－	36,309
きらら交流館	R2	43,026	42,888	138	73,649	70,736	2,913
	R3	63,551	63,357	194	100,689	93,655	7,034
	R4	70,005	69,790	215	112,235	104,062	8,173
青年の家	R2	974	584	390	12,114	5,024	7,090
	R3	896	612	284	10,867	5,069	5,798
	R4	1,026	660	366	13,017	4,515	8,502
歴史民俗資料館	R2	－	－	－	4,695	0	4,695
	R3	－	－	－	4,511	0	4,511
	R4	－	－	－	3,094	0	3,094
津布田会館	R2	264	95	169	2,029	515	1,514
	R3	351	144	207	2,601	927	1,674
	R4	367	77	290	3,765	480	3,285

その他関係資料（総務文教常任委員会関係分）

19 きららガラス未来館の収支状況（5年間）

（単位：円）

	年度	収入	支出
きららガラス未来館	H30	34,686,985	34,671,291
	R1	37,639,105	38,024,658
	R2	35,236,271	35,316,576
	R3	37,025,429	37,971,263
	R4	39,830,548	40,417,069

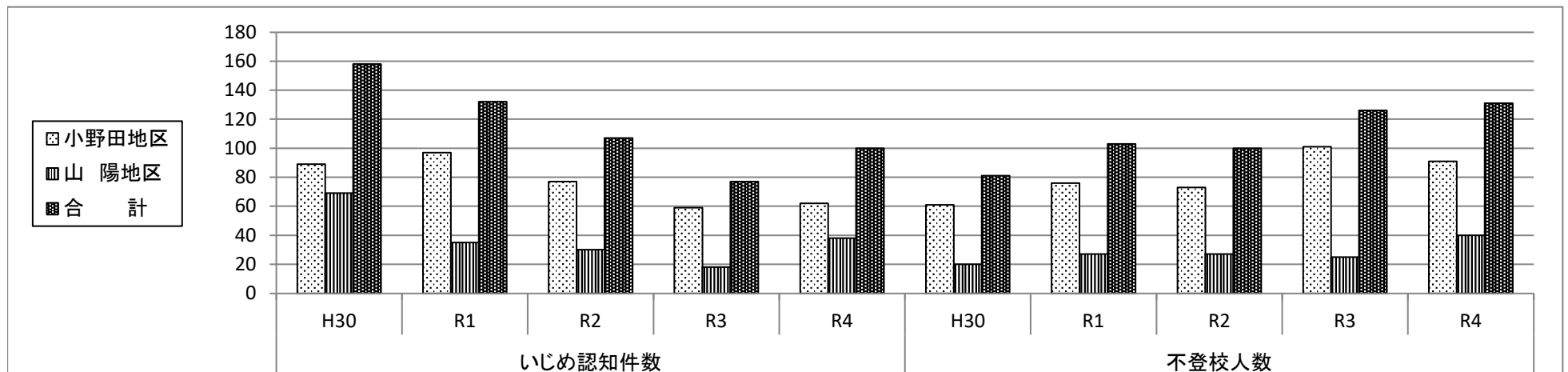
19 きらら交流館の収支状況（5年間）

	年度	収入	支出
きらら交流館	H30	121, 511, 808	121, 343, 125
	R1	119, 672, 305	122, 044, 035
	R2	81, 453, 860	89, 895, 514
	R3	100, 415, 415	106, 478, 019
	R4	116, 879, 323	124, 106, 656

いじめ認知件数及び不登校人数（小野田地区・山陽地区毎）推移

地区・校種	いじめ認知件数					不登校人数				
	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
小野田地区小学校	48	61	54	42	30	10	19	18	28	31
小野田地区中学校	41	36	23	17	32	51	57	55	73	60
山 陽地区小学校	30	18	16	9	21	6	7	8	11	19
山 陽地区中学校	39	17	14	9	17	14	20	19	14	21
合 計	158	132	107	77	100	81	103	100	126	131

	いじめ認知件数					不登校人数				
	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
小野田地区	89	97	77	59	62	61	76	73	101	91
山 陽地区	69	35	30	18	38	20	27	27	25	40
合 計	158	132	107	77	100	81	103	100	126	131



21. 令和4年度 工事種別落札金額、予定価格及び落札率（指名競争入札分）

(税込金額)

工事種別	区分	市内業者	市外業者	計	備考
土木工事	件数	48 件	0 件	48 件	
	落札金額	626, 168, 400 円	0 円	626, 168, 400 円	
	予定価格	696, 245, 000 円	0 円	696, 245, 000 円	
	落札率	89. 9 %	0 %	89. 9 %	
建築工事	件数	5 件	0 件	5 件	
	落札金額	454, 069, 000 円	0 円	454, 069, 000 円	
	予定価格	477, 103, 000 円	0 円	477, 103, 000 円	
	落札率	95. 2 %	0 %	95. 2 %	
電気工事	件数	5 件	3 件	8 件	
	落札金額	115, 115, 000 円	262, 570, 000 円	377, 685, 000 円	
	予定価格	129, 712, 000 円	274, 765, 700 円	404, 477, 700 円	
	落札率	88. 7 %	95. 6 %	93. 4 %	
造園工事	件数	0 件	0 件	0 件	
	落札金額	0 円	0 円	0 円	
	予定価格	0 円	0 円	0 円	
	落札率	0 %	0 %	0 %	
管工事	件数	2 件	0 件	2 件	
	落札金額	31, 295, 000 円	0 円	31, 295, 000 円	
	予定価格	55, 446, 600 円	0 円	55, 446, 600 円	
	落札率	56. 4 %	0 %	56. 4 %	
その他	件数	7 件	6 件	13 件	防水工事、 解体工事、 機械器具設置工事、 他
	落札金額	71, 936, 700 円	331, 155, 000 円	403, 091, 700 円	
	予定価格	83, 990, 500 円	343, 672, 800 円	427, 663, 300 円	
	落札率	85. 6 %	96. 4 %	94. 3 %	
合計	件数	67 件	9 件	76 件	
	落札金額	1, 298, 584, 100 円	593, 725, 000 円	1, 892, 309, 100 円	
	予定価格	1, 442, 497, 100 円	618, 438, 500 円	2, 060, 935, 600 円	
	落札率	90. 0 %	96. 0 %	91. 8 %	
※R 4. 4. 1～R 5. 3. 3 1 の指名競争入札執行分 ※工事種別は、建設業法第 2 条の区分による ※落札率は、予定価格に対する比率					

22 放課後子ども教室推進事業の利用実績（3年間）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
厚狭小学校	157	164	246
厚陽小学校	93	170	220
埴生小学校	346	302	690
出合小学校	231	240	311
津布田小学校	130	70	—
合 計	957	946	1,467

23 DV関連相談件数(5年間)

市民活動推進課

(単位:件)

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
43	39	42	46	46

24 文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況（3年間） ※年度ごと

1. 市民館利用状況

（1）文化ホール

（単位：件／人）

施設区分	R 2		R 3		R 4	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
ホ－ル	43	2,175	117	6,459	109	8,611
第 1.2 会 議 室	16	1,365	81	3,300	118	5,485
第 1 講 義 室	103	1,312	127	1,949	229	3,606
第 2 講 義 室	22	212	43	335	60	427
団 体 会 議 室	15	130	32	385	66	863
調 理 実 習 室	6	24	14	149	5	119
和 室	4	30	0	0	4	26
工 作 室	6	37	5	47	8	45
合 計	215	5,285	419	12,624	599	19,182

（2）体育ホール

（単位：件／人）

施設区分	R 2		R 3		R 4	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
ホ－ル	178	2,036	231	5,638	260	5,146

※令和元年度は耐震改修工事等に伴い全館閉館

※新型コロナウイルス感染症拡大防止及び工事による貸館休止

R2.4.1～5.24、R2.8.24～9.22、R2.12.26～R3.1.7(キュービクル工事による停電)：R2年度91日間

R3.8.27～9.27（新型コロナウイルス感染症拡大防止による）：R3年度32日間

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による新規貸館受付停止 R3.5.21～6.20：R3年度31日間

※工事により文化ホール及び会議室等貸館休止 R4.1.11～2.15：R3年度36日間

2. 不二輸送機ホール（文化会館）利用状況

（単位：件／人）

施設区分	R 2		R 3		R 4	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
大 ホ－ル	48	5,560	93	13,759	96	19,752
小 ホ－ル	119	2,269	165	3,603	98	8,483
研 修 室	116	746	124	810	155	1,724
和 室	46	138	65	230	78	364
ス タ ジ オ	23	30	35	28	69	59
楽 屋	55	56	69	98	104	238
合 計	407	8,799	551	18,528	600	30,620

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による貸館休止 R2.3.2～3.31：R1年度30日間

／R2.4.1～5.24、R2.8.24～9.22：R2年度84日間／R3.8.27～9.27：R3年度32日間

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による新規貸館受付停止 R3.5.21～6.20：R3年度31日間

3. きららガラス未来館利用状況

（単位：人／人）

施設区分	R 2		R 3		R 4	
	来館者数	体験者数	来館者数	体験者数	来館者数	体験者数
きららガラス未来館	8,016	2,130	13,482	3,897	17,501	5,359

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館措置 R2.2末～3.31：R1年度32日間

／R2.4.1～5.26、R2.8.24～9.22：R2年度86日間／R3.8.27～9.26：R3年度33日間

※県外在住者の入館制限 R2.5.27～6.18：R2年度23日間／R3.5.21～6.20：R3年度31日間

24 文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況（3年間） ※年度ごと

4. 体育施設利用状況

(単位：件／人)

施設区分		R 2		R 3		R 4	
		件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
野 球 場		119	4,677	150	5,700	218	7,377
サ ッ カ - 場		58	3,464	54	3,402	94	7,146
市 民 プ - ル		-	-	-	-	10,071	10,071
武 道 館	柔 剣 道 場	688	6,565	708	7,759	765	9,353
	弓 道 場	590	2,117	663	3,300	735	3,600
市民体育館	ア リ - ナ	1,910	21,967	2,171	30,389	2,253	3,746
	トレーニング室	7,362	7,362	10,968	10,968	12,181	12,181
	会 議 室	62	762	74	884	84	1,018
赤 崎 運 動 広 場		195	4,427	220	5,993	221	14,623
小 野 田	昼 間	377	8,963	269	5,942	304	5,785
	夜 間	129	5,107	139	3,853	200	5,838
高 千 帆 運 動 広 場		281	6,285	335	8,374	337	9,199
ア - チ ェ リ - 場		204	585	255	819	328	1,077
厚 狭 球 場		73	2,598	76	5,269	62	5,632
岡 石 丸 運 動 広 場		187	5,524	245	7,556	250	8,129
下 村 テ ニ ス コー ト		328	2,685	288	3,414	359	3,970
合 計		12,563	83,088	16,615	103,622	28,462	108,745

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設貸出休止 R2.3.4～3.31：R1年度28日間

／R2.4.1～5.24、R2.8.24～9.22：R2年度84日間／R3.8.27～9.26：R3年度31日間

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設利用自粛・新規受付停止 R3.5.21～6.20：R3年度31日間

※市民プール：R2年度、R3年度とも全休業（新型コロナウイルス感染症拡大防止による）

5. おのサン サッカーパーク（サッカー交流公園）利用状況

(単位：件／人)

施設区分	R 2		R 3		R 4	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
天 然 芝 サ ッ カ - 場	217	7,390	226	8,330	247	9,651
多 目 的 ス ポー ツ 広 場	472	22,795	1,016	53,948	1,420	77,364
交流施設棟（会議室）	332	7,355	281	2,353	304	3,157
合 計	1,021	37,540	1,523	64,631	1,971	90,172

※多目的スポーツ広場改修工事に伴う利用休止 R2.11月～R3.4月：R2年度6箇月

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設貸出休止

R2.4.13～5.24、R2.8.24～9.22：R2年度72日間／R3.8.27～9.27：R3年度32日間

◇家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量(単位kg)

	可燃物	粗大可燃物	不燃物	粗大不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	空き缶	焼却灰
平成30年度	17,648,100	74,770	630,640	86,410	701,910	199,120	1,100	142,920	1,692,750
令和元年度	17,671,020	35,380	576,710	133,210	800,060	182,480	1,710	143,880	1,606,340
令和2年度	17,393,830	71,960	657,360	125,110	727,720	103,930	23,990	150,850	1,700,630
令和3年度	17,167,990	70,560	591,150	97,200	797,080	174,280	11,960	140,640	1,665,660
令和4年度	16,732,350	42,220	521,350	124,540	1,014,530	188,510	46,690	135,550	1,696,590

	下水道汚泥	びん	新聞	雑誌雑紙	ダンボール	ペットボトル	発泡トレイ	古着	合計
平成30年度	2,720,900	518,480	413,060	481,630	294,970	157,810	28,790	219,680	26,013,040
令和元年度	3,039,750	496,280	371,960	467,880	268,480	154,680	19,020	209,520	26,178,360
令和2年度	3,101,840	470,600	320,970	464,230	287,250	150,420	11,290	223,230	25,985,210
令和3年度	3,174,610	461,970	353,710	474,760	335,120	154,700	10,320	193,040	25,874,750
令和4年度	3,216,300	437,880	336,880	448,290	319,730	158,950	9,820	173,570	25,603,750

◇資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)

(単位 : 重量 kg、金額 円)

品目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞	重量	434,280	372,320	322,940	369,160	339,820
	金額	8,085,762	5,741,974	3,576,083	4,320,479	4,490,439
雑誌 雑紙	重量	519,220	501,800	494,770	516,270	495,680
	金額	5,267,675	4,332,184	2,487,271	2,647,951	3,484,965
段ボール	重量	330,190	315,390	302,250	354,370	342,230
	金額	4,563,973	3,095,331	1,055,256	2,107,204	2,822,820
アルミ	重量	78,850	80,450	90,740	80,540	78,510
	金額	12,164,514	10,283,101	9,750,365	15,379,886	19,573,343
スチール	重量	75,210	61,620	77,370	59,230	57,340
	金額	2,449,233	1,758,408	1,571,818	2,753,766	2,148,184
スクラップ	重量	243,700	216,620	261,080	222,380	183,340
	金額	6,536,319	4,191,273	1,959,434	7,221,721	6,797,952
非鉄 スクラップ	重量	24,950	28,840	28,430	28,120	31,620
	金額	2,829,550	2,418,812	1,667,594	2,739,669	3,592,056
発泡 スチロール	重量	23,543	20,860	9,500	8,100	7,220
	金額	1,261,377	1,304,591	306,437	371,030	512,484
ペットボトル	重量	156,750	154,280	146,350	145,160	159,270
	金額	2,826,346	4,013,397	3,637,835	4,013,310	13,560,232
紙パック	重量	2,990	1,130	2,830	3,350	1,950
	金額	19,375	7,322	18,678	22,110	12,870
無色 ガラスカレット	重量	181,440	164,960	163,200	148,320	20,610
	金額	117,568	76,839	9,970	0	68,011
茶色 ガラスカレット	重量	163,600	151,020	134,920	119,640	144,020
	金額	88,341	54,368	6,982	0	0
リターナブル ビン	本数	26,960	23,072	22,808	20,854	107,888
	金額	87,347	75,474	75,264	68,816	0
その他ビン	重量	55,900	61,310	51,450	56,090	46,320
年度別 合計重量		2,317,583	2,153,672	2,108,638	2,131,584	2,015,818
年度別 合計金額		46,297,380	37,353,074	26,122,987	41,645,942	57,063,356

5年間の障がい者サービス利用人数及び市の負担額

(金額:千円)

サービス・事業名	利用数の単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額
居宅介護(ホームヘルプ)	延べ日数	2,637	11,612	2,230	8,938	1,553	5,396	1,750	6,769	2,415	9,252
重度訪問介護	延べ日数	518	3,012	465	2,756	224	980	175	660	192	2,971
療養介護・療養介護医療	延べ日数	3,250	35,827	3,547	38,244	3,621	39,452	3,709	41,054	3,650	40,366
同行援護	延べ日数	242	1,900	315	2,847	350	2,460	279	1,885	276	2,145
短期入所(ショートステイ)	延べ日数	737	7,255	687	5,806	598	5,122	618	4,623	578	3,635
生活介護	延べ日数	34,303	361,141	35,771	361,902	36,093	384,521	38,432	413,894	42,496	428,148
施設入所支援	延べ日数	29,030	123,216	29,691	121,321	27,812	123,588	29,426	135,143	31,130	134,518
共同生活援助(グループホーム)	延べ日数	19,210	63,637	19,490	68,613	21,514	83,982	23,787	93,112	25,013	86,985
宿泊型自立訓練	延べ日数	1,280	4,878	1,390	5,548	1,180	4,460	824	4,169	874	3,576
自立訓練(生活訓練)	延べ日数	1,015	7,227	1,088	8,125	757	5,846	360	2,763	386	3,285
就労移行支援	延べ日数	3,437	24,900	2,707	24,086	3,318	25,879	3,716	26,583	2,959	26,696
就労継続支援(A型)	延べ日数	4,920	30,202	4,867	30,402	4,676	30,669	5,012	35,561	5,825	40,893
就労継続支援(B型)	延べ日数	37,601	247,347	37,221	259,992	38,217	265,070	39,871	284,159	41,616	299,235
就労定着支援	延べ件数	12	297	44	1,300	77	2,409	86	3,140	137	4,758
児童発達支援	延べ日数	6,104	47,442	6,312	51,182	6,843	69,682	5,236	75,529	5,659	75,780
放課後等デイサービス	延べ日数	12,390	122,691	16,421	169,541	17,025	187,056	26,279	186,175	21,227	205,703
保育所等訪問支援	延べ日数	2	22	0	0	2	38	6	76	5	57
補装具給付	延べ件数	127	13,934	119	11,412	127	10,690	101	10,234	121	9,806
更生医療給付	レセプト件数	3,704	97,280	3,801	99,915	3,766	83,355	3,612	89,118	3,676	85,606
育成医療給付	レセプト件数	123	7,205	113	1,875	91	1,046	105	1,892	84	1,344
日中一時支援	延べ日数	6,133	13,542	6,257	12,686	5,777	10,605	6,819	11,914	7,115	12,496
移動支援	延べ時間	552	1,311	374	836	77	172	51	119	128	318
自動車改造等助成(改造・免許)	延べ件数	2	195	5	500	3	300	2	200	5	500
住宅改修費助成	延べ件数	1	200	1	180	2	326	1	200	2	378
日常生活用具給付	延べ件数	1,377	12,633	1,457	13,670	1,444	13,411	1,447	13,798	1,549	14,900
重度心身障害者福祉医療助成	延べ件数	58,494	297,809	58,026	303,211	55,725	290,965	54,498	271,202	53,431	275,392
福祉タクシー助成	交付冊数	1,592	24,351	1,487	22,936	1,465	21,519	1,349	20,272	1,370	19,003

成人検診、がん検診実施状況（5年間）

(全年齢)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
胃がん	対象者数	32,106	31,983	31,908	31,868	31,728
	受診者数	2,102	1,842	1,661	1,957	1,675
	受診率	12.5	12.3	11.0	11.4	11.4
大腸がん	対象者数	40,345	40,124	39,948	39,674	39,365
	受診者数	3,445	3,593	3,138	3,403	3,245
	受診率	8.5	9.0	7.9	8.6	8.2
肺がん	対象者数	40,345	40,124	39,948	39,674	39,365
	受診者数	6,173	6,377	5,555	6,015	5,820
	受診率	15.3	15.9	13.9	15.2	14.8
子宮がん	対象者数	27,738	27,402	27,106	26,862	26,543
	受診者数	1,040	1,215	927	1,068	961
	受診率	8.1	8.2	7.9	7.4	7.6
乳がん	対象者数	22,110	21,983	21,850	21,714	21,494
	受診者数	851	991	751	882	843
	受診率	8.1	8.4	8.0	7.5	8.0
前立腺がん	対象者数	8,511	8,213	7,970	7,810	7,721
	受診者数	494	496	381	412	393
	受診率	5.8	6.0	4.8	5.3	5.1

※がん検診の種類によって受診率の算定方法が異なります。

議会資料恵与

その他関係資料

29 生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(過去5年 H30～R4年度)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	123	85	113	70	100
申請件数	60	47	42	34	66
却下件数	2	3	3	1	0

児童虐待相談件数、保護件数、保護人数（5年間）

年 度	相談件数	保護件数	保護人数
平成30年度	25件	4件	8人
令和元年度	24件	3件	6人
令和2年度	31件	3件	3人
令和3年度	21件	3件	3人
令和4年度	22件	0件	0人
合 計	123件	13件	20人

児童クラブ別申込数、利用人数、定員

クラブ名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本山	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	50	59	55	48	46
	延べ利用者数	8,471	8,226	6,975	7,546	7,068
	平均利用人数	30.0	28.7	24.7	26.1	24.7
赤崎	定員	46	46	86	86	86
	申込者数	92	81	77	65	74
	延べ利用者数	14,055	11,472	9,899	9,444	8,670
	平均利用人数	49.7	40.1	34.2	34	30.3
須恵	定員	50	50	120	120	120
	申込者数	125	111	121	108	111
	延べ利用者数	16,547	16,805	18,519	17,525	16,685
	平均利用人数	58.6	58.8	63.9	60.4	57.7
小野田	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	70	68	57	65	49
	延べ利用者数	9,681	8,255	7,245	8,708	6,322
	平均利用人数	34.2	28.9	25.2	30.1	24.7
高泊	定員	40	40	80	80	80
	申込者数	70	79	79	69	53
	延べ利用者数	11,014	11,517	9,819	9,401	8,458
	平均利用人数	39.0	40.3	34.8	32.4	29.5
高千帆	定員	50	50	120	120	120
	申込者数	131	152	151	155	134
	延べ利用者数	16,205	19,751	17,658	19,980	17,420
	平均利用人数	56.9	69.0	62.4	68.8	60.5
有帆	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	44	43	45	51	42
	延べ利用者数	6,123	6,270	4,921	6,265	4,878
	平均利用人数	21.7	21.9	18.0	21.7	17.6
厚狭	定員	80	80	80	80	80
	申込者数	94	97	96	99	94
	延べ利用者数	11,918	12,958	12,212	13,677	11,485
	平均利用人数	42.1	45.3	42.7	47.4	47
出合	定員	30	30	60	60	60
	申込者数	48	54	68	64	60
	延べ利用者数	5,647	6,198	8,652	7,761	6,805
	平均利用人数	20.0	21.7	30.2	26.9	25.3
厚陽	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	18	24	21	18	23
	延べ利用者数	1,969	3,113	2,398	2,174	2,551
	平均利用人数	7.0	10.9	8.6	8.2	10.2
埴生	定員	30	30	40	40	40
	申込者数	42	49	51	43	52
	延べ利用者数	4,532	4,167	4,283	5,651	7,587
	平均利用人数	16.1	14.5	14.9	19.5	27.4
津布田	定員	20	20	20	20	
	申込者数	10	14	13	7	
	延べ利用者数	1,599	2,010	1,317	648	
	平均利用人数	5.7	7.0	6.3	2.9	
第二厚狭	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	47	44	48	55	49
	延べ利用者数	6,401	6,436	5,647	7,654	6,302
	平均利用人数	22.7	22.5	19.7	26.8	22.6
合計	定員	536	536	796	796	776
	申込者数	841	875	882	847	787
	延べ利用者数	114,162	117,178	109,545	116,434	104,231
	平均利用人数	403.7	409.6	385.6	405.2	377.5

令和4年度保育所保育料及び階層ごとの人数

(円、人)

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		標準時間						短時間					
		保育料			R5.3.31現在 人数			保育料			R5.3.31現在 人数		
階層 区分	定 義	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	0	0	0	33	8	29	0	0	0	5	0	1
Bb	A階層およびBa 階層を除き 市町村民税非課税世帯	0	0	0	14	2	10	0	0	0	5	0	0
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	6,500	0	0	1	1	9	6,400	0	0	0	0	0
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	14,000	0	0	16	5	8	13,800	0	0	0	0	1
D1a	所得割課税額48,600円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	7,400	0	0	7	5	24	7,200	0	0	0	0	0
D1b	所得割課税額 48,600円未満	19,400	0	0	17	3	13	19,200	0	0	1	0	1
D2a	所得割課税額60,000円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	8,300	0	0	0	2	3	8,100	0	0	0	0	0
D2b	所得割課税額 60,000円未満	23,000	0	0	13	6	10	22,600	0	0	2	2	0
D3a	所得割課税額77,101円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	9,000	0	0	0	1	7	8,800	0	0	0	0	0
D3b	所得割課税額 77,101円未満	25,500	0	0	24	8	16	25,100	0	0	5	1	2
D4	所得割課税額 97,000円未満	30,000	0	0	60	19	28	29,600	0	0	6	1	2
D5	所得割課税額 116,000円未満	32,000	0	0	45	12	40	31,500	0	0	6	5	3
D6	所得割課税額 139,000円未満	39,000	0	0	67	27	36	38,400	0	0	7	1	2
D7	所得割課税額 169,000円未満	44,500	0	0	80	31	65	43,900	0	0	3	3	5
D8	所得割課税額 211,200円未満	46,500	0	0	76	29	69	45,800	0	0	8	5	6
D9	所得割課税額 229,000円未満	54,600	0	0	18	13	21	53,700	0	0	5	3	2
D10	所得割課税額 301,000円未満	56,200	0	0	31	32	56	55,300	0	0	9	9	7
D11	所得割課税額 397,000円未満	61,000	0	0	15	10	32	60,000	0	0	0	1	2
D12	所得割課税額 397,000円以上	80,000	0	0	3	2	8	78,700	0	0	0	0	0
合 計					520	217	484				62	31	34

※第2子以降は、条件により減免あり

33 5年間の校區別寝たきり老人数、緊急通報利用者数

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報
有 帆 校 区	2		3						0	
高 千 帆 校 区	6		5						0	
高 泊 校 区	2		3						3	
小 野 田 校 区	3		2						0	
須 恵 校 区	3		2						1	
赤 崎 校 区	2		4						2	
本 山 校 区	1		0						0	
厚 狭 校 区	6		7						3	
出 合 校 区	0		0						0	
厚 陽 校 区	1		2						0	
埴 生 校 区	1		2						2	
津 布 田 校 区	1		0							
計	28	329	30	326	－	338	－	322	11	340

※ 令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者実態調査を中止したため、寝たきり老人数は把握していません。

34 5年間の高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(各年度3月末現在)

(金額:千円)

	利用者数の単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額
住宅改修支援事業	延べ人数	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	延べ人数	7	886	6	884	4	451	5	662	6	458
介護保険低所得者利用者負担軽減助成金	延べ人数	4	9	0	0	2	6	0	0	0	0
介護保険低所得者利用者負担対策措置費	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無年金者特別給付事業	実人数	2	240	2	240	2	240	2	240	2	240
寝たきり高齢者等見舞金	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	1,529	18,923	1,470	18,322	1,471	18,664	1,355	18,365	1,311	17,931
通所型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	4,298	88,855	4,701	101,840	4,894	109,814	5,114	119,103	5,117	118,126
緊急時短期入所サービス(ショートステイ)事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活管理短期入所事業	延べ人数	24	95	49	193	37	146	57	228	35	140
寝具乾燥事業	延べ人数	60	237	60	300	64	297	42	196	39	208
入浴サービス事業	延べ人数	51	292	54	310	52	299	54	308	12	68
高齢者実態把握事業	延べ人数	2,093	5,652	1,850	4,995	1,785	4,820	1,796	4,849	1,767	4,771
紙おむつ助成事業	延べ人数	512	2,982	503	2,924	471	2,153	283	1,656	233	1,354
安心相談ナースホン事業	実人数	329	4,396	326	4,412	338	4,303	322	4,357	340	4,575
福祉電話	実人数	27	559	29	614	27	613	26	573	22	466

※ 通所型サービス委託料(いきいき型)【介護予防・生活支援サービス事業】及び介護予防型デイサービス事業【一般介護予防事業】は、平成29年度で事業廃止。

配食サービス事業【介護予防・生活支援サービス事業】及び配食サービス事業【任意事業】は、平成29年度で事業廃止。

寝たきり高齢者等見舞金は、平成29年度に廃止し、平成30年度から内容を変えて実施。

ファミリーサポートセンターの利用実績（3年間）

利用件数

年度	利用件数
令和2年度	465件
令和3年度	461件
令和4年度	403件

会員数

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計
令和元年度	280人	36人	34人	350人
令和2年度	300人	40人	36人	376人
令和3年度	289人	42人	41人	372人
令和4年度	249人	41人	47人	337人

山陽小野田市中央福祉センターの管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市中央福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市福祉センター条例（平成17年山陽小野田市条例第104号。以下「条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された乙が行う福祉センターの管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 福祉センターの使用の許可に関する業務
- (2) 福祉センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、福祉センターが円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があつた場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
令和3年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)
令和4年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)
令和5年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※当該消費税及び地方消費税相当額は、当該指定管理料の請求のときに加算する。

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

者 (リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

に (事業計画等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画については当該年度開始後速やかに提出するものとする。

5。 (1) 管理運営の体制

(2) 管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、管理業務の運営状況について甲の指定する様式により、毎月終了後20日以内に甲に報告しなければならない。

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 各施設の利用状況

(3) 管理経費の収支決算

(4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不適當と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、乙が福祉センターの指定管理者として管理業務を継続することが適當でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」とあるのは「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理の業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(福祉センターの使用)

第18条 乙は、管理物件を除く福祉センターの施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第19条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第20条 乙は、福祉センターの管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第21条 福祉センターの業務管理に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第22条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

会 長 森 田 純



別記 1 (第 2 条関係)

管理業務仕様書

管理業務の範囲

- (1) 福祉センター使用申請の受付、使用料の徴収
- (2) 福祉センター内外の掃除
- (3) 浴室使用日における浴室の準備及び浴槽の湯加減の調節
- (4) 娯楽のための会館利用者に対する湯茶の準備
- (5) 火災予防及び盗難防止並びに災害発生時における会館利用者の避難誘導及び関係機関への通報
- (6) その他センター管理に関する事項

施設及び備品の管理、電話の受付、緊急用連絡、消灯確認、戸締まり、文書の收受他

業務の時間

毎週(日、月、火、木、金、土曜日) 8:30~22:00

ただし、祝日、水曜日が祝日の場合翌日、8月15日、12月29日から1月3日までは除く。

掃除業務の基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 毎日実施するところ：玄関ホール、各室、便所、風呂(開設日)
- (2) 週1回以上実施するところ：倉庫、駐車場、前庭
- (3) 月1回以上実施するところ：窓ガラス拭き

別記2（第8条関係）

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○

施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（1件500千円未満のもの）		○
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3（第16条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

（目的外収集・利用の禁止）

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

（適正管理）

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報

の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

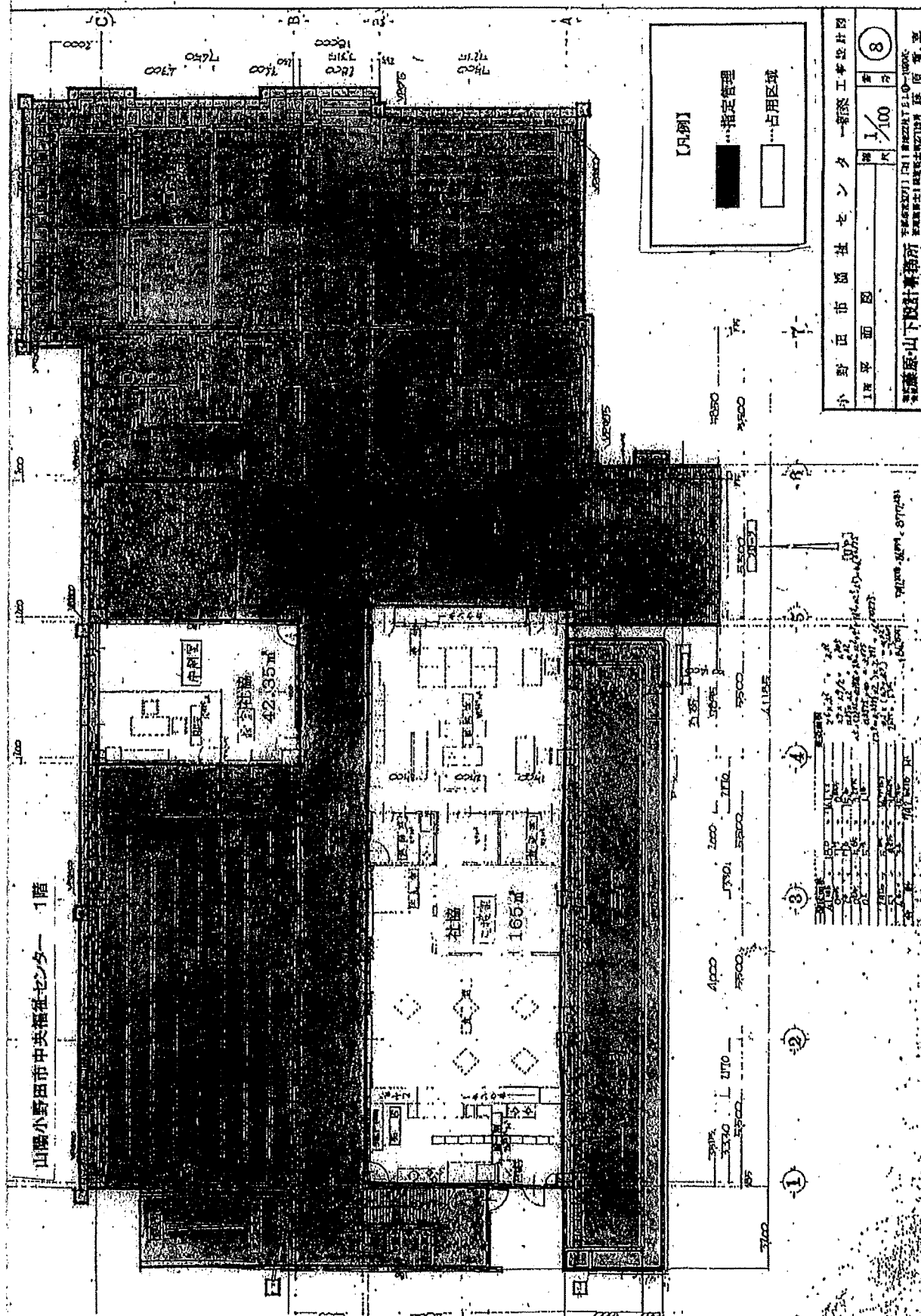
第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

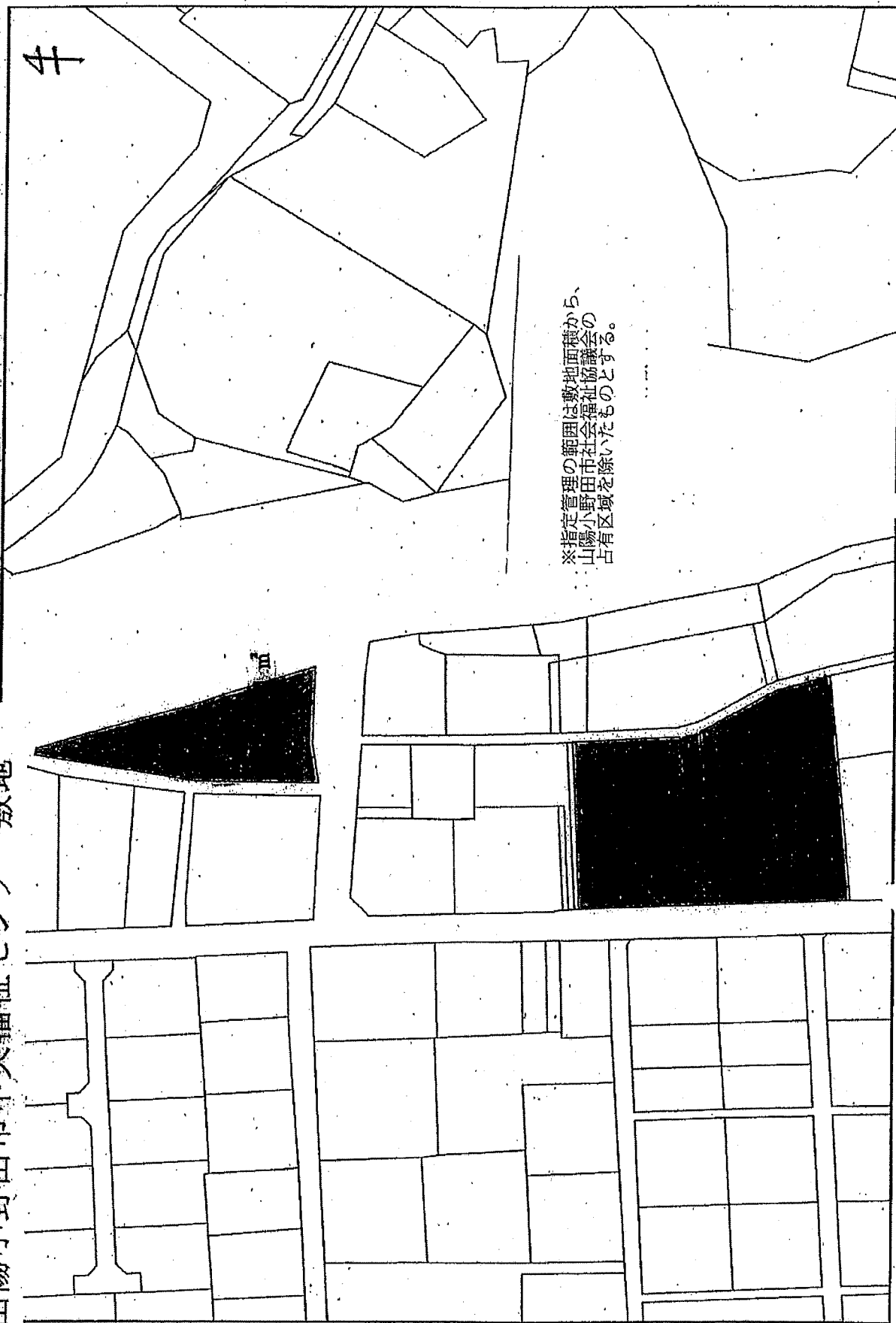
(損害賠償)

第10 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。



1. 賭





山陽小野田市中心福祉センターの理運営に関する協定書の一部を
変更する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、令和３年４月１日付けで締結した山陽小野田市中心福祉センターの管理運営に関する協定第８条に規定するリスク分担表を次のように改める。



別記2（第8条関係）

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力※を除く）		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○

施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（1件500千円未満のもの）		○
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
運営リスク	不可抗力※に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
	大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少（不可抗力※を含む）	両者の協議により経費及び損害額を算定し、負担割合を定める。	
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動（不可抗力※を含む大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少以外のとき）		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※不可抗力…暴風、豪雨、洪水、地震、地盤沈下、暴動、感染症の蔓延等、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象

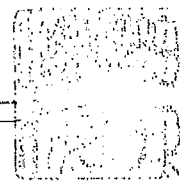
この協定による変更後の山陽小野田市中心福祉センターの管理運営に関する協定第8条に規定するリスク分担表は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年(2021年)4月26日

甲 山陽小野田市

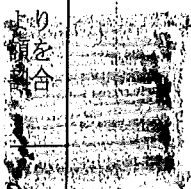
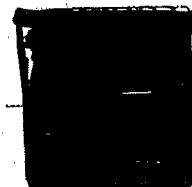
山陽小野田市長 藤田 剛



乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田 純



1950
1951
1952
1953



山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定書



山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市本山児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
	(消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,327,000円
令和4年度	金6,327,000円
令和5年度	金6,327,000円
令和6年度	金6,327,000円
令和7年度	金6,327,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

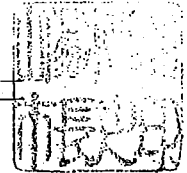
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
のない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

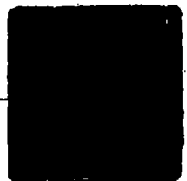
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



条

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

2 児

- (1)

検

- (2)

と

- (3)

て

3 そ

- (1)

め

- (2)

る

- (3)

上

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種

物価変

金利変

周 辺

域・住

び施

用者

対応

法令

更

税制

変更

政治、

的理

よる

変更

不可拵

書類

り

資金調

施設・

の損傷

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市赤崎児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,159,000円
令和4年度	金6,159,000円
令和5年度	金6,159,000円
令和6年度	金6,159,000円
令和7年度	金6,159,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
 - (2) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 児童館の利用状況
 - (3) 管理経費の収支決算
 - (4) その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

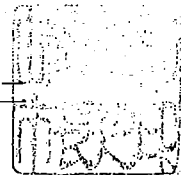
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

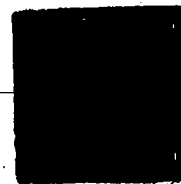
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記 1

- 1 条例
- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

- 2 児童
- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

- 3 その
- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価変動

金利変動

周辺

域・住民

び施設

用者へ

対応

法令の

更

税制度

変更

政治、行

政的・理

由

による事

変更

不可抗力

書類の

り

資金調達

施設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記

（
第1
た
正
（
第2
ら
た
（
第3
の
（
第4
用
（
第5
情報
（補
第6
が言
し
（通
第7
損傷
う勢
と
と

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定書



山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市須恵児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）



第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,332,000円
令和4年度	金6,332,000円
令和5年度	金6,332,000円
令和6年度	金6,332,000円
令和7年度	金6,332,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

3

第

2

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

- 第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

- 第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

- 第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

- 第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

- 第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

- 2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

- 第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

- 第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

- 第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

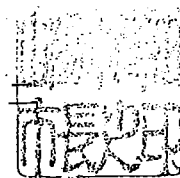
（協議）

- 第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
のない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記

1 条

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

2 児

(1)

検

(2)

と

(3)

て

3 その

(1) 目

め

(2) 男

(時

る者

(3) 男

上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価

金利

周

域・

び施

用者

対応

法令

更

税制

変更

政治、

的理

よる

変更

不可抗

書類の

り

資金調

施設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記

第

第

第

第

月

第

第

第

損

2

と

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市小野田児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市小野田児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

（1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

（2）児童館の施設の維持管理に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,276,000円
令和4年度	金6,276,000円
令和5年度	金6,276,000円
令和6年度	金6,276,000円
令和7年度	金6,276,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

- 第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

- 第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

- 第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

- 第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

- 第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

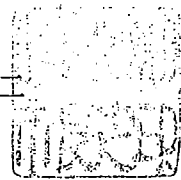
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記 1

1 条

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

2 児

- (1)

検

- (2)

と

- (3)

て

3 そ

- (1)

め

- (2)

(時

る者

- (3)

上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種

物価変動

金利変動

周辺
域・住居
び施設
用者へ
対応

法令の
更

税制度
変更

政治、行
政的理
由による
変更

不可抗力

書類の
り

資金調達

施設・設
の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記

第1

た

正

第2

ら

た

第3

の

第4

用

第5

情

(補

第6

が

し

(通

第7

損

う

2

と

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高泊児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,841,000円
令和4年度	金6,841,000円
令和5年度	金6,841,000円
令和6年度	金6,841,000円
令和7年度	金6,841,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

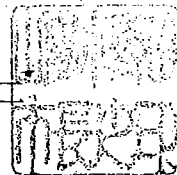
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記 1

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

3 その他

- (1) 開
める者
- (2) 児
(昭和
る者
- (3) 児
上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種 類

物価変動

金利変動

周 辺 地
域・住民及
び施設利
用者への
対応

法令の変
更

税制度の
変更

政治、行政
的理 由 に
よる事業
変更

不可抗力

書類の誤
り

資金調達

施設・設備
の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用 者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費にお ける当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、 争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に も帰すことができない自然的又は人為的な現象）に 伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業 履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって 生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によっ て生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できな い2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

第1
た
正
第2
ら
た
第3
の
第4
用
第5
情
第6
が
し
第7
損

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高千帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,139,000円
令和4年度	金6,139,000円
令和5年度	金6,139,000円
令和6年度	金6,139,000円
令和7年度	金6,139,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- じ
1
ま
- (1) 管理運営の体制
 - (2) 事業の概要及び実施する時期
 - (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
 - (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

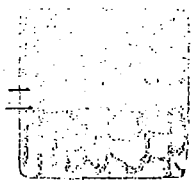
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

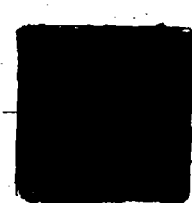
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1.

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

3 その

- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

別記 1.

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価変動

金利変動

周辺

域・住民

び施設

用者へ

対応

法令の

更

税制度

変更

政治、行

政的理由

による事

変更

不可抗力

書類の

り

資金調達

施設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用 者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費にお ける当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、 争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に も帰すことができない自然的又は人為的な現象）に 伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業 履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって 生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によっ て生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できな い2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

（基
第1
たっ
正に
（秘
第2
らし
た後
（再
第3
のと
（目
第4
用す
（第
第5
情報
（複
第6
が記
して
（適
第7
損傷
う努
2 乙
と職

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市有帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,402,000円
令和4年度	金6,402,000円
令和5年度	金6,402,000円
令和6年度	金6,402,000円
令和7年度	金6,402,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- じ
- 1
- ま
- (1) 管理運営の体制
 - (2) 事業の概要及び実施する時期
 - (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
 - (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不適當と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適當でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条
公
2
を
(
第1
と
(
第1
整
(
第2
は
こ
(
第2
な
こ
のう

令和

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田 純



別記 1

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

3 その

- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種 類

物価変動

金利変動

周 辺
域・住民
び施設
用者へ
対応

法令の
更

税制度
変更

政治、行
政的理
由による
変更

不可抗力

書類の
り

資金調達

施設・設
の損傷

リスク分担表

類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周辺地	地域との協調		○
域・住民及び施設利用者への対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

別記 3

(
第1
た
正
(
第2
ら
た
(
第3
の
(
第4
用
(
第5
情
(
第6
が
し
(
第7
損
う
2
と

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 (ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。)		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

予算執行状況表 ●社会福祉事業【児童クラブ事業】

科目	当初予算額	補正額	計(1)	流用額	計(2)	執行額		執行残額	執行率
事業活動による収入	110,990,000	1,457,516	112,447,516	0	112,447,516	108,515,796		3,931,720	97
経常経費補助金収入	11,748,000	-1,225,110	10,522,890	0	10,522,890	9,273,796		1,249,094	88
市区町村補助金収入	11,748,000	-1,225,110	10,522,890	0	10,522,890	9,273,796		1,249,094	88
市補助金収入	11,748,000	-1,225,110	10,522,890	0	10,522,890	9,273,796	①	1,249,094	88
受託金収入	99,242,000	2,682,626	101,924,626	0	101,924,626	99,242,000		2,682,626	97
市町村受託金収入	99,242,000	2,682,626	101,924,626	0	101,924,626	99,242,000		2,682,626	97
児童クラブ事業受託金収入	99,242,000	2,682,626	101,924,626	0	101,924,626	99,242,000	②	2,682,626	97
事業活動による収入 合計	110,990,000	1,457,516	112,447,516	0	112,447,516	108,515,796		3,931,720	97
事業活動による支出	110,990,000	-1,706,484	109,283,516	0	109,283,516	104,449,132		4,834,384	96
人件費支出	96,195,000	1,458,190	97,653,190	0	97,653,190	94,060,900	③	3,592,290	96
職員給料支出	22,461,000	209,000	22,670,000	0	22,670,000	23,218,286		-548,286	102
職員俸給支出	17,146,000	428,000	17,574,000	0	17,574,000	17,928,881		-354,881	102
職員諸手当支出	5,315,000	-219,000	5,096,000	0	5,096,000	5,289,405		-193,405	104
通勤手当	918,000	-33,000	885,000	0	885,000	880,100		4,900	99
超過勤務手当	2,663,000	-140,000	2,523,000	0	2,523,000	2,721,305		-198,305	108
諸手当	1,734,000	-46,000	1,688,000	0	1,688,000	1,688,000		0	100
職員賞与支出	3,432,000	-245,000	3,187,000	0	3,187,000	3,180,324		6,676	100
職員賞与支出	3,432,000	-245,000	3,187,000	0	3,187,000	3,180,324		6,676	100
非常勤職員給与支出	65,643,000	1,500,190	67,143,190	0	67,143,190	63,197,685		3,945,505	94
非常勤職員給与支出	65,643,000	1,500,190	67,143,190	0	67,143,190	63,197,685		3,945,505	94
法定福利費支出	4,659,000	-6,000	4,653,000	0	4,653,000	4,464,605		188,395	96
事業費支出	6,177,000	-826,300	5,350,700	0	5,350,700	5,182,838		167,862	97
保健衛生費支出	2,091,000	-526,000	1,565,000	0	1,565,000	1,651,002		-86,002	106
水道光熱費支出	2,405,000	0	2,405,000	0	2,405,000	2,662,459		-257,459	111
燃料費支出	15,000	0	15,000	0	15,000	0	④	15,000	0
消耗器具備品費支出	1,424,000	-270,000	1,154,000	0	1,154,000	728,124		425,876	63
保険料支出	22,000	0	22,000	0	22,000	19,620		2,380	89
車輛費支出	220,000	-30,300	189,700	0	189,700	121,633		68,067	64
事務費支出	8,618,000	-2,338,374	6,279,626	0	6,279,626	5,205,394		1,074,232	83
福利厚生費支出	558,000	-86,374	471,626	0	471,626	383,886		87,740	81
旅費交通費支出	110,000	-10,000	100,000	0	100,000	0		100,000	0
研修研究費支出	220,000	-22,000	198,000	0	198,000	93,730		104,270	47
職員研修費支出	220,000	-22,000	198,000	0	198,000	93,730		104,270	47
事務消耗品費支出	6,876,000	-2,165,600	4,710,400	0	4,710,400	4,143,562		566,838	88
印刷製本費支出	440,000	0	440,000	0	440,000	438,541		1,459	100
広報費支出	220,000	-91,600	128,400	0	128,400	42,240		86,160	33
業務委託費支出	84,000	4,000	88,000	0	88,000	81,070		6,930	92
手数料支出	0	21,200	21,200	0	21,200	10,065		11,135	47
保守料支出	0	12,000	12,000	0	12,000	12,000		0	100
雑支出	110,000	0	110,000	0	110,000	300		109,700	0
事業活動による支出 合計	110,990,000	-1,706,484	109,283,516	0	109,283,516	104,449,132		4,834,384	96
増減差額	0	3,164,000	3,164,000	0	3,164,000	4,066,664		-902,664	0
施設整備等による支出	0	3,164,000	3,164,000	0	3,164,000	3,157,000	⑤	7,000	100
固定資産取得支出	0	3,164,000	3,164,000	0	3,164,000	3,157,000		7,000	100
器具及び備品取得支出	0	3,164,000	3,164,000	0	3,164,000	3,157,000		7,000	100

施設整備等による支出 合計	0	3,164,000	3,164,000	0	3,164,000	3,157,000	7,000	100
増減差額	0	-3,164,000	-3,164,000	0	-3,164,000	-3,157,000	-7,000	0
当期資金増減差額	0	0	0	0	0	909,664	-909,664	0
前期末支払資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
当期末支払資金残高	0	0	0	0	0	909,664	-909,664	0

	執行額	委託料 下期処遇改善	上期処遇改善		コロナ補助金	決算額
①市補助金	9,273,796		3,222,890		6,050,906	9,273,796
②受託金収入	99,242,000	99,242,000				98,332,336
収入計	108,515,796	99,242,000	3,222,890		6,050,906	107,606,132
③人件費	94,060,900	90,838,010	3,222,890			94,060,900
④事業費・事務費	10,388,232	7,494,326			2,893,906	10,388,232
⑤施設整備	3,157,000				3,157,000	3,157,000
支出計	107,606,132	98,332,336	3,222,890	0	6,050,906	107,606,132
収支差額(①+②-③-④-⑤)	909,664	909,664	0	0	0	0

…909,664返金

収 入 印 紙	業 務 委 託 契 約 書																								
件 名	令和4年度児童クラブ保育業務委託																								
場 所	各児童クラブ																								
期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで																								
金 額	億 万 円 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>9</td><td>9</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)																¥	9	9	2	4	2	0	0	0
				¥	9	9	2	4	2	0	0	0													
契約保証金	免 除																								
前 払 金	なし																								
部 分 払	あり 4 回以内 (前払金を支払うときは1を減じた回数以内)																								
その他事項																									
上記の業務委託について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。																									
令和 4 年 4 月 1 日																									
甲 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤 田 剛 二																									
乙 所在地 山陽小野田市千代町一丁目2番28号 氏名・名称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会 及び代表者 会長 森 田 純 一																									

収 入 印 紙	第 1 回 業 務 委 託 変 更 契 約 書
件 名	令和 4 年度児童クラブ保育業務委託
場 所	各児童クラブ
完 了 期 限	変更前 変更後
変更金額	既定委託代金額を 99,242,000 円を 98,332,336 円とし 909,664 円 減額 する (うち消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	免 除
仕様変更	なし
変更内容	執行額確定による精算
その他事項	

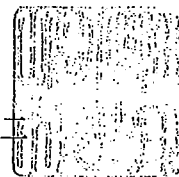
令和4年4月1日 に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部を変更する契約を締結する。

この契約の証として本書を 2 通作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を原契約書とともに保有する。

令和 5 年 3 月 31 日

甲

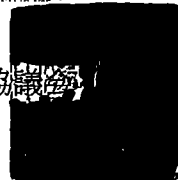
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛

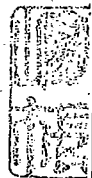


乙

所在地
氏名・名称
及び代表者

山陽小野田市千代町一丁目 2 番 2 8 号
社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純 一





収入 印紙	業 務 委 託 契 約 書											
件 名	令和4年度児童クラブ保育業務委託											
場 所	第二厚狭児童クラブ											
期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで											
金 額	億 万 円 ¥ 8 4 4 9 0 0 0 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)											
契約保証金	免 除											
前 払 金	なし											
部 分 払	あり 4 回以内 (前払金を支払うときは1を減じた回数以内)											
その他事項												

上記の業務委託について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 4 年 4 月 1 日

甲	山陽小野田市 山陽小野田市長 藤 田 剛	
乙	所在地 山陽小野田市大字厚狭1031-1 氏名・名称 社会福祉法人 真珠保育園 及び代表者 理事長 有 馬 瑠 雄	

第二児童クラブ 令和4年度 収支決算(見込み)

収 入

科 目	金 額	備 考
市委託費	8,449,000	
補助金	466,000	コロナ感染症対策事業400,000 処遇改善臨時特例事業66,000
雑収入	61	預金利息
繰越金		
合計	8,915,061	

支 出

人件費	4,280,860	放課後支援員等賃金
共済費	326,427	法定福利費
消耗品費	604,249	
光熱水費	286,338	
通信費	63,155	
手数料	5,170	
使用料及び賃借料	2,884,944	土地・建物 NTT等
研修費	30,300	
備品購入	184,090	
清掃委託費	213,138	山陽清掃社
雑費	36,390	浄化槽協会他
	8,915,061	

スマイルキッズ利用状況（4年間）

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域子育て支援拠点事業	17,061 人	6,250 人	6,241 人	9,095 人
子育てコンシェルジュ事業	33 人	18 人	15 人	4 人
子育て世代包括支援センター事業	819 人	775 人	762 人	838 人
母子保健事業	2,097 人	1,076 人	1,096 人	1,272 人
ファミリーサポートセンター	100 人	58 人	61 人	65 人
家庭児童相談事業	62 人	35 人	61 人	44 人
視察	124 人	—	—	—
リユース会	250 人	—	—	68 人

(1) 常時監視測定(調査)実績(単位:検体数)

	海域調査	河川調査	遊水池調査	工場排水調査	浄化槽排水調査	大気汚染調査	計
令和2年度	885	856	342	2,791	360	2,052	7,286
令和3年度	885	912	342	2,691	290	2,043	7,163
令和4年度	885	936	342	2,722	312	1,943	7,140

(2) 行政需要に関する測定(調査)実績(単位:検体数)

	水産振興(栄養塩) 及び環境保全 (江汐湖水質調査等)	その他の行政需要 (突発事故等原因調査)	計
令和2年度	575	4,259	4,834
令和3年度	577	4,459	5,036
令和4年度	609	4,272	4,881

(3) 受託測定(調査)実績(単位:検体数)

	美祢市 (大気)	美祢市 (河川)	山口東京理科大学 (下水等)	計
令和2年度	1,981	45	545	2,571
令和3年度	1,925	45	545	2,515
令和4年度	1,841	45	545	2,431

(4) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学との連携
(単位:検体数)

	測定(調査)の内容	計
令和2年度	大学との共同研究・技術協力	3,952
令和3年度	大学との共同研究・技術協力	3,341
令和4年度	大学との共同研究・技術協力	3,900

(1)～(4)の合計
(単位:検体数)

	合計
令和2年度	18,643
令和3年度	18,055
令和4年度	18,352

39. 5年間の制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額

(単位:千円)

	融資実績(件数／金額)		返済額	未収発生額
平成30年度	24	145,750	127,570	0
令和元年度	25	166,140	115,394	0
令和2年度	10	73,000	118,345	0
令和3年度	9	46,000	82,375	0
令和4年度	19	98,837	98,690	0

耕地面積及び耕作放棄地面積

単位:ha

年度	耕地面積	耕作放棄地面積
H30	1,420	289
R1	1,390	298
R2	1,340	176
R3	1,330	71
R4	1,320	66

No.40 農林水産課

(農業従事者数)

◎農 家 数

(単位:戸数)

年	市町名	総農家数	販売農家数			自給的 農 家	経営耕地規模別農家数（販売農家）					
			主業 経営体	準主業 経営体	副業的 経営体		0.5ha 未満	0.5ha ～1.0ha	1.0ha ～1.5ha	1.5ha ～2.0ha	2.0ha ～3.0ha	3.0ha 以上
2020	山陽小野田市	710	31	45	294	340	101	139	56	34	16	24
2015	山陽小野田市	913	46	88	347	432	107	198	83	36	24	33
増減数	計	-203	-15	-43	-53	-92	-6	-59	-27	-2	-8	-9

※1 「2015年農林業センサス」、「2020年世界農林業センサス」のデータを使用したものです。

※2 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯か、10a未満であるときは、農業生産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯です。

※3 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上、又は30a未満で年間農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

※4 「主業経営体」とは、農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

※5 「準主業経営体」とは、農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

※6 「副業的経営体」とは、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体いいます。

※7 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

陸揚金額及び組合員数(漁港別)

H30

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	63	20	5	25	20
高泊	8	13	22	35	4
梶	4	10	17	27	9
埴生	45	19	9	28	20
計	120	62	53	115	53

H31

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	65	19	5	24	19
高泊	8	18	31	49	4
梶	4	10	17	27	9
埴生	35	18	9	27	19
計	112	65	62	127	51

R2

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	62	19	4	23	19
高泊	7	15	29	44	4
梶	3	7	19	26	7
埴生	32	18	11	29	19
計	104	59	63	122	49

R3

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	80	16	3	19	18
高泊	6	14	28	42	4
梶	3	5	16	21	5
埴生	24	16	10	26	17
計	113	51	57	108	44

R4

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	81	16	3	19	18
高泊	6	14	28	42	4
梶	3	5	14	19	5
埴生	25	16	10	26	16
計	115	51	55	106	43

No.42 農林水産課

県事業負担金(平成30～令和4年度)実績<工事別>

(単位:円)

事業名	地区名	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
海岸保全施設整備事業	松屋埴生	2,832,000	5,000,000	6,732,000	7,500,000	13,600,000
〃	黒崎開作	5,200,000	10,599,000	12,768,000	7,500,000	9,842,600
農村地域防災減災事業ため池整備事業洗川地区	洗川		10,644,760	15,111,600	8,880,000	2,850,000
農地耕作条件改善事業	後潟上	960,000	6,000,000	2,000,000		
経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)	後潟上	1,860,000	1,800,000			
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	王喜東	1,111,200	7,084,440	2,222,280	3,866,760	4,355,640
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	郡・川東				2,000,000	2,145,000
基幹水利施設ストックマネジメント事業	高千帆	32,895,000	1,575,000			
基幹水利施設ストックマネジメント事業	沖開作				2,500,000	2,250,000
農村地域防災減災事業	石井手			1,824,000	6,240,000	13,920,000
合計		44,858,200	42,703,200	40,657,880	38,486,760	48,963,240

42. 工事別県事業負担金(5年間)(土木課)

山陽小野田市

単位 : 円

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	計	備考
費 目							
土木管理費	4,499,856	12,254,770	11,499,888	13,439,939	7,233,930	48,928,383	
道路橋りょう費	13,357,563	7,897,591	10,920,168	8,824,035	9,847,726	50,847,083	
河川費	2,673,540	1,170,288	2,047,650	2,633,070	9,462,860	17,987,408	
港湾費	24,452,658	19,240,400	25,576,760	34,099,450	55,516,340	158,885,608	
本港地区埠頭用地 造成事業負担金	16,562,724	16,351,924	17,105,477	15,376,197	15,353,586	80,749,908	
計	61,546,341	56,914,973	67,149,943	74,372,691	97,414,442	357,398,390	

42. 5年間の県事業負担金(都市計画街路整備事業)

(円)

県事業負担金	年度 金額	H30 33,175,025	R1 19,900,011	R2 17,886,328	R3 3,999,913	R4 1,193,940
--------	----------	-------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------

43. 市内バス路線の利用状況及び補助金額

	利用人数(人)	補助金額(千円)
令和4年度(R3.10.1～R4.9.30)	652,423	137,526

※バスの事業年度は、10月1日から9月30日まで。

No.44 農林水産課

小規模土地改良事業（平成30～令和4年度）実績

（単位：円）

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	16	6	10	13	11
実施件数	20	10	10	11	13
継続事業	5	5	3	3	3
取下げ	2	1	0	1	0
工事費（円）	26,675,806	12,999,920	10,798,700	12,287,000	12,119,019
補助金額（円）	17,379,000	8,434,000	8,444,000	8,337,000	8,217,000
地元負担額（円）	9,296,806	4,565,920	2,354,700	3,950,000	3,902,019
繰越件数	18	14	16	22	20

45. 小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)(土木課)

年度	申請件数	実施件数	工事額(円)	助成額(円)
H30	43件	54件	36,193,621	26,625,000
R1	56件	42件	24,248,240	16,897,000
R2	46件	57件	27,466,575	19,385,000
R3	54件	58件	41,697,370	29,064,000
R4	47件	60件	36,775,050	25,581,000

46. 有帆緑地開所以来の借入金返済状況

年 度	償還額(円)
H13	66,918,400
H14	124,707,200
H15	182,684,352
H16	179,215,196
H17	175,746,040
H18	172,276,882
H19	168,807,724
H20	165,338,568
H21	161,869,411
H22	158,400,255
H23	154,931,097
H24	151,461,940
H25	147,992,784
H26	144,523,628
H27	141,054,488
H28	137,215,568
H29	133,756,696
H30	130,297,821
R1	126,838,947
R2	123,380,136
R3	0
R4	0
合計	2,947,417,133

令和4年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

47 市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)

住宅戸数

(単位:戸)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
戸数計	1,460	1,454	1,454	1,454	1,443

水洗化実施数

(単位:戸)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水洗化実施戸数	0	0	0	0	0
水洗化完了戸数	945	945	945	945	945

小野田地区 672戸

山陽地区 273戸

48 市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)

(単位:円)

内 訳	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 納 額	184,855,900	176,998,912	170,567,400	160,642,500	155,325,200
滞 納 額	17,153,159	19,443,447	18,695,747	19,474,247	21,032,847

49 市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数(令和4年度)

※「申込者数」「入居件数」「退去件数」いずれも令和4年度中の数字。申し込みから入居まで年度をまたぐケースがあるため、「申込者数」＜「入居件数」の団地もある。

※「空き戸数」は令和5年3月31日現在

団地名	申込者数	入居件数	退去件数	空き戸数
1 本山	6	4	9	30
2 赤崎	0	0	1	6
3 古開作第二	19	4	12	59
4 古開作	3	1	5	44
5 古開作第一			0	9
6 港	2	1	0	11
7 叶松	0	0	4	92
8 南中川第二			0	11
9 南中川山手	0	0	0	1
10 神帆	16	4	1	4
11 平原	3	3	2	60
12 有帆	1	0	2	73
小野田地区計	50	17	36	400
13 西善寺	1	1	1	10
14 成松	0	0	0	3
15 萩原	2	0	3	52
16 南萩原	0	1	2	15
17 石丸	0	0	0	17
18 厚陽	0	0	6	20
19 大河内	0	0	2	24
20 漁民アパート			1	15
21 大喜園			0	7
22 吉田地			0	8
23 前場	1	2	3	5
山陽地区計	4	4	18	176
市合計	54	21	54	576

50. 5年間の有料公園施設別の利用状況及び収入額

(人)・(円)

有料公園施設名称		H30	R1	R2	R3	R4
浜河内緑地庭球場	利用人数	2,411	3,279	1,394	1,756	2,109
	収入額	399,350	534,850	230,400	293,500	323,950
須恵健康公園庭球場	利用人数	6,473	5,315	3,264	3,971	4,160
	収入額	842,000	557,300	354,650	537,750	472,400
東沖緑地庭球場	利用人数	2,770	3,119	1,884	2,328	2,850
	収入額	359,750	384,450	237,450	266,750	320,400
江汐公園庭球場	利用人数	5,920	6,762	4,693	5,951	6,189
	収入額	1,675,560	1,841,910	1,301,070	1,552,110	1,594,180
須恵コミュニティ体育館	利用人数	9,523	8,163	5,187	6,830	6,940
	収入額	666,700	656,100	544,200	574,600	560,350
竜王山公園オートキャンプ場	利用人数	32,705	38,431	26,667	30,817	34,960
	収入額	10,939,100	15,379,965	11,420,520	13,010,810	15,248,860
江汐公園キャンプ場	利用人数	835	1,179	1,048	1,701	1,550
	収入額	148,350	221,905	214,820	350,630	332,030

51. 5年間の公園維持管理料委託料

(円)

公園管理委託料	年度	H30	R1	R2	R3	R4
	金額	11,412,928	10,953,519	11,669,294	12,281,984	11,760,655

* 決算書の数字

52 下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額（５年間）

（下水道課）

（単位：円、％）

年度	調定額			収入額			滞納額			収納率		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
平成30年度	671,979,180	11,881,055	683,860,235	561,251,772	4,826,521	566,078,293	110,727,408	7,054,534	117,781,942	83.52	40.62	82.78
令和1年度	626,096,467	116,705,482	742,801,949	510,397,096	110,972,955	621,370,051	115,699,371	5,732,527	121,431,898	81.52	95.09	83.65
令和2年度	645,352,327	120,943,448	766,295,775	529,123,950	118,565,624	647,689,574	116,228,377	2,377,824	118,606,201	81.99	98.03	84.52
令和3年度	663,365,072	118,175,550	781,540,622	544,734,996	113,699,495	658,434,491	118,630,076	4,476,055	123,106,131	82.12	96.21	84.25
令和4年度	664,997,454	123,106,131	788,103,585	546,265,600	118,803,334	665,068,934	118,731,854	3,658,279	122,390,133	82.15	96.50	84.39

53. 港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)(土木課)

53

小野田港野積場使用料

年度	使用者	野積場使用料 (円)	面積 (㎡)	備 考
H 3 0	7 社	14,742,030	10,123	
R 1	7 社	15,035,270	10,123	
R 2	7 社	15,088,120	10,123	
R 3	7 社	15,088,120	10,123	
R 4	7 社	15,088,120	10,123	

共英製鋼株式会社

富士商株式会社

桜山産業株式会社

共立株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社

中国電力ネットワーク株式会社

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

令和4年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

54 住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)

(一般住宅リフォーム)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数(件)	191	175	170
助成金額(円)	9,810,000	9,880,000	9,830,000

55 木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
耐震診断補助	17	6	7
耐震改修補助	1	0	1

56 工場設置奨励金の利用実績(3年分)

(単位:千円)

年 度	件 数	金 額
令和2年度	7	101,783
令和3年度	6	82,948
令和4年度	8	36,897

57 各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)

市営住宅団地別修繕料(単位:円)

No.	団地名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	本山	1,534,689	559,620	1,779,657	2,419,120	3,615,687
2	赤崎	0	94,286	19,800	287,100	44,000
3	古開作第二	7,003,915	6,444,092	4,324,561	3,798,664	5,367,951
4	古開作	4,371,698	874,634	1,081,432	1,227,710	661,870
5	古開作第一	0	20,628	0	38,500	0
6	港	670,626	1,066,395	1,404,647	1,129,818	1,174,140
7	叶松	1,728,594	685,832	962,390	818,763	549,714
8	南中川第二	97,200	0	0	0	0
9	南中川山手	128,952	107,568	133,430	0	157,740
10	神帆	882,694	1,300,862	1,287,657	856,180	2,237,180
11	平原	325,944	292,229	569,578	1,036,743	525,800
12	有帆	2,150,592	1,463,556	1,552,914	1,407,560	685,421
13	西善寺	631,492	664,831	345,730	173,734	0
14	成松	0	44,770	96,800	10,186	1,234,640
15	萩原	1,102,424	790,649	3,352,101	1,134,390	1,263,119
16	南萩原	834,273	790,042	542,300	1,005,455	1,252,570
17	石丸	99,435	159,908	1,050,588	62,892	46,200
18	厚陽	785,139	333,300	59,840	243,870	158,400
19	大河内	1,036,326	1,306,097	1,749,654	1,146,706	772,134
20	漁民アパート	259,632	32,406	27,500	0	136,199
21	大喜園	60,480	0	49,500	36,300	0
22	吉田地	0	0	253,000	0	0
23	前場	1,125,554	997,844	1,536,590	727,320	2,045,021
	その他	46,768	43,280	0	20,075	0
	合 計	24,876,427	18,072,829	22,179,669	17,581,086	21,927,786

No.58 農林水産課 有害鳥獣捕獲実績

単位:頭

年度		H30	R1	R2	R3	R4
捕獲実績 (うち駆除実績)	イノシシ	364 (119)	335 (100)	392 (78)	617 (139)	380 (95)
	シカ	68 (5)	19 (6)	85 (6)	28 (3)	24 (1)
	サル	0	0	0	0	1 (1)
	ヌートリア	—	—	—	—	24 (24)

No.59 農林水産課 有害鳥獣防護柵及び補助金額

年度	H30	R1	R2	R3	R4
補助件数(件)	19	17	20	21	9
補助金額(円)	960,760	900,440	1,449,770	1,020,160	243,340

60. 令和4年度一般会計における修繕料（50万円以上）

（単位：円）

所属	款-項-目	節-細節	場所	修繕内容	金額
文化スポーツ推進課	2-1-25	10-6 修繕料	市民館	市民館自動火災報知設備修繕	1,920,600
文化スポーツ推進課	2-1-29	10-6 修繕料	市民プール	市民プール浄化装置修繕 幼児プール	573,100
文化スポーツ推進課	2-1-29	10-6 修繕料	岡石丸運動広場	岡石丸運動広場給水管敷設工事	680,900
山陽総合事務所地域活性化室	2-1-30	10-6 修繕料	厚狹地区複合施設	高圧ケーブル更新工事	1,452,000
大学推進室	2-7-1	10-6 修繕料	山口東京理科大学	山口東京理科大学6号館外壁セメント成形版（7枚）復旧工事	2,970,000
環境課	4-1-3	10-6 修繕料	山陽小野田市斎場	山陽小野田市斎場火葬炉修繕工事	4,620,000
環境課（小野田浄化センター）	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	破砕機C号機改修	2,750,000
環境課（小野田浄化センター）	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	凝集沈殿槽減速機取替	847,000
環境課（小野田浄化センター）	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	破砕機A号機分解整備	1,914,000
環境課（小野田浄化センター）	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	破砕機B号機修繕整備	2,640,000
環境課（小野田浄化センター）	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	夾雑物除去装置分解整備	7,425,000
環境課（小野田浄化センター）	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	真空遮断機更新	748,000
環境課（小野田浄化センター）	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	空気供給設備分解整備	3,718,000
環境課（小野田浄化センター）	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	浮上分離槽上部集泥装置チェーン部取替	1,595,000
農林水産課	6-3-1	10-6 修繕料	西の浜排水機場	西の浜排水機場雨水ポンプエンジン修繕	3,960,000
農林水産課	6-3-1	10-6 修繕料	西の浜排水機場	西の浜排水機場No.2雨水ポンプエンジン燃料系統修繕	1,540,000
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	舗装補修	15,425,300
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	西の浜雀田線	西の浜雀田線横断管修繕	990,000
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	市道新生町1号線	市道新生町1号線道路補修	1,523,500
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	市道三本松境目線	市道三本松境目線水路補修	990,000
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	古開作第二団地	古開作第二団地G棟水道メーター取替え	528,000
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	萩原団地	萩原団地1号棟昇降機主ロープ等取替え	687,500
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	神帆団地	神帆団地D棟制御盤内主回路制御ユニットほか交換	808,500
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	古開作第二団地、本山団地	集中検針盤及び水道メーター取替え	1,714,900
消防課	9-1-2	10-6 修繕料	本山分団庫	消防ポンプ自動車（本山分団）修理	715,000
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	学校給食センター厨房機器点検整備業務	1,092,300
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	厨房機器修繕整備業務	1,490,280
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	微酸性電解水生成装置電解槽取替業務	715,000
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	学校給食センター厨房機器点検整備業務	968,000
総計					67,001,880

61. 市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料

(単位:円)

所属名	イベント名等	委託先	委託料
文化スポーツ推進課	かるた教室等開催業務委託料	山陽小野田かるた協会	455,000
	パラサイクリングのまちPR事業業務委託料	一般社団法人日本パラサイクリング連盟	500,000
	レノファ山口パートナーシップ事業業務委託料	株式会社レノファ山口	600,000
	「子ども文化ふれあい事業」公演業務委託料	財団法人日本民謡協会員謡橋本会	700,000
	「山響サマーコンサート」公演業務委託料	山口県交響楽団	400,000
	「山響サマーコンサート」広報物作成業務委託料	ケングラフィックス	31,486
	「山響サマーコンサート」実行委員業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	13,000
	市民ふれあいスポーツ大会開催業務委託料	市民ふれあいスポーツ大会実行委員会	151,867
	市民マラソン大会開催業務委託料	市民マラソン大会実行委員会	118,666
	市民文化祭会場設営業務委託料	公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター	44,755
	「山陽小野田少年少女合唱祭」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	154,000
	「山陽小野田少年少女合唱祭」実行委員業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	8,000
	「山陽小野田少年少女合唱祭」広報物作成業務委託料	イラストレーション	15,000
	「ピアノマラソン大会」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	82,500
	「ピアノマラソン大会」実行委員業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	38,000
	NHK「真打ち競演」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	55,000
	NHK「真打ち競演」実行委員業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	12,000
	「ゴスペルDEスマイルナイト」舞台照明業務委託料	小野田商業開発株式会社	80,300
	「ゴスペルDEスマイルナイト」広報物作成業務委託料	イラストレーション	19,800

6 2 借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書

名称	部署
津布田保育園	子育て支援課
厚陽公民館用地	市民活動推進課
漁民アパート	農林水産課
JR小野田駅第3駐輪場	都市計画課
JR南中川駅駐輪場	都市計画課
JR小野田港駅駐輪場	都市計画課
JR雀田駅駐輪場	都市計画課
大喜園団地	建築住宅課
厚陽団地入居者用駐車場用地	建築住宅課
津布田小学校 管理普通特別教室棟・運動場・プール	教育総務課
埴生小学校・埴生幼稚園駐車場用地	教育総務課

*契約書のうち一部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報及び法人に関する情報であって公開することにより当該法人に不利益を与えると認められる情報のため部分公開とします。

土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)の間において、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

(1) 所在地 山陽小野田市大字津布田字迫田 1.0 6 6 番 1
1 0 6 6 番 3
1 0 5 8 番 4

(2) 地 目 宅 地

(3) 地 積 1,090 m²

(賃貸借の期間)

第2条 物件の賃貸借期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(賃借料の支払)

第3条 物件の賃貸借料は、223,894円とする。

2 乙は、前項の賃借料を契約期間満了後速やかに甲に支払うものとする。

(賃貸料の改定)

第4条 甲は、土地の価格の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃貸料の改定を請求することができる。

(転貸の禁止等)

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 賃貸物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。

(2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。

(3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第6条 乙は、この物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、第5条の規定に違反したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、契約途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は、2ヶ月前に通知し、自己の負担で原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約費用)

第8条 この契約に要する費用（印紙税を除く。）については、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第9条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

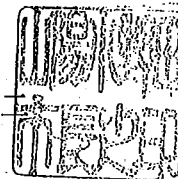
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和4年4月1日

甲

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

土地の賃貸借について、貸付人 [REDACTED]（以下「甲」という。）と賃受人 山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「本土地」という。）を乙貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在及び地番	地積	備考
山陽小野田市大字郡字浜 3225-1	1,638 m ²	
山陽小野田市大字郡字浜 3225-9	355 m ²	

（本土地の用途）

第2条 乙は、本土地を厚陽地域交流センターの用途に供するものとする。

（貸付期間）

第3条 本土地の貸付期間（以下「貸付期間」とする。）は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 貸付期間を延長しようとするときは、貸付期間が満了する日の30日前までに、乙は甲に対して書面で申し出るものとする。

（貸付料）

第4条 本土地の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、1年につき金242,059円とする。

（貸付料の支払）

第5条 甲は、契約を締結した日の月末までに乙に請求し、乙は請求があった日から30日以内に甲に支払うものとする。

（本土地の維持管理）

第6号 乙は、本土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、第1条に掲げる土地を使用するにあたり、他に損害を及ぼす恐れがあるときは、乙の責任においてこれを防止する義務を負うものとし、損害が発生したときは、これを賠償する責めを負うものとする。

（本土地の用途変更）

第7号 乙は、第2条に規定する本土地の用途（以下「用途」という。）の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について特に支障がないときは、用途の変更を承諾するものとする

（本土地の転貸等）

第8条 乙は、本土地を第三者に転貸し、又はこの契約に定める乙の権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

（本土地の現状変更）

第9条 乙は、本土地の現状を変更してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利義務の継承等)

第10条 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める甲の権利及び義務を継承させなければならない。

2 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を乙に請求することができない。

(本土地の返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は乙が前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、本土地を乙の負担において現状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、本土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲が本土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(疑義の解決)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

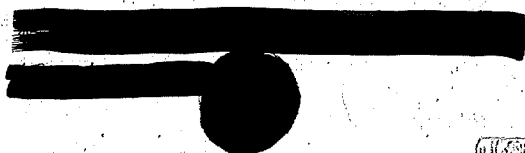
(履行の決定)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記入押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

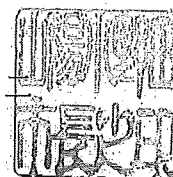
甲

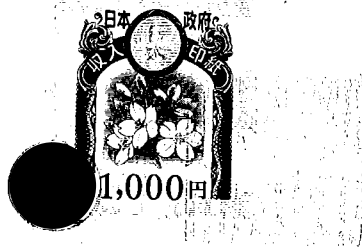


乙

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借について契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

(1) 所在地

土地の表示	地積
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947 番 1	2,415.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 946 番 4	2,098.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947 番 2	5,178.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945 番 13	62.0 m ²

(2) 地目 宅地

(3) 地積 9,753.0 m²

第2条 乙は、賃貸物件を漁民アパート用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 物件の賃貸借料は、年額530,870円 (概算額米価により算定した額)とする。但し、この賃貸借料は、当該年度の固定資産税額を下回らない額とする。

2 乙は、前項の賃借料を令和4年12月10日までに甲に支払うものとする。

第5条 甲は、概算額米価の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃借料の改定を請求することができる。

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃借物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第7条 乙は、物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 3ヶ月以上賃借料の納入を怠ったとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合には、2ヶ月前に通知し、甲・乙立会いのうえ地上物件を乙の費用によって取り除き返還するものとする。

第9条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

第10条 この契約に関し、疑義が生じたときは、双方協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

賃貸人(甲)

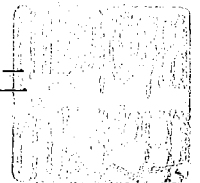
_____●

賃借人(乙)

山陽小野田市

山陽小野田市長

藤 田 剛 二



NK管理番号049242

広 地 第4-1号

2020年4月14日付

土地 使用貸借契約書

西日本旅客鉄道株式会社

広 島 支 社

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

1 物件の表示

所 在 地 山口県山陽小野田市大字東高泊字東一ノ割 1723 番 1
(山陽本線 小野田駅構内 480k730m 付近 左)

(1) 貸付物件 数 量 土 地 370.12 平方メートル

(2) 管理用地 数 量 土 地 370.12 平方メートル

[別 紙 図 面 の と お り]

2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷

3 貸付物件上の使用者所有の施設

施 設 内 容 道路側ガードパイプ 4 基、中央ガードパイプ 3 基、掲示板 2 基、
防犯灯 1 基、舗装

4 貸付期間 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第 1 条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第 2 条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第 3 条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第 4 条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第 5 条 貸付期間は頭書のとおりとする。

2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の 3 箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾する

ときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような行為をすること。

(3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。

3 甲及び乙は、前 2 項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前 2 項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。

4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に供してはならない。

5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。

6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。

7 甲及び乙は、第 5 項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。

(3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。

(4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅殺したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第 16 条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30 日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

2 甲は、原状回復することが不必要又は不相当であると認めたときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第 17 条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項にていては、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

第 18 条 本契約は、2020 年 4 月 1 日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書 2 通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その 1 通を保有する。

2020 年 4 月 22 日

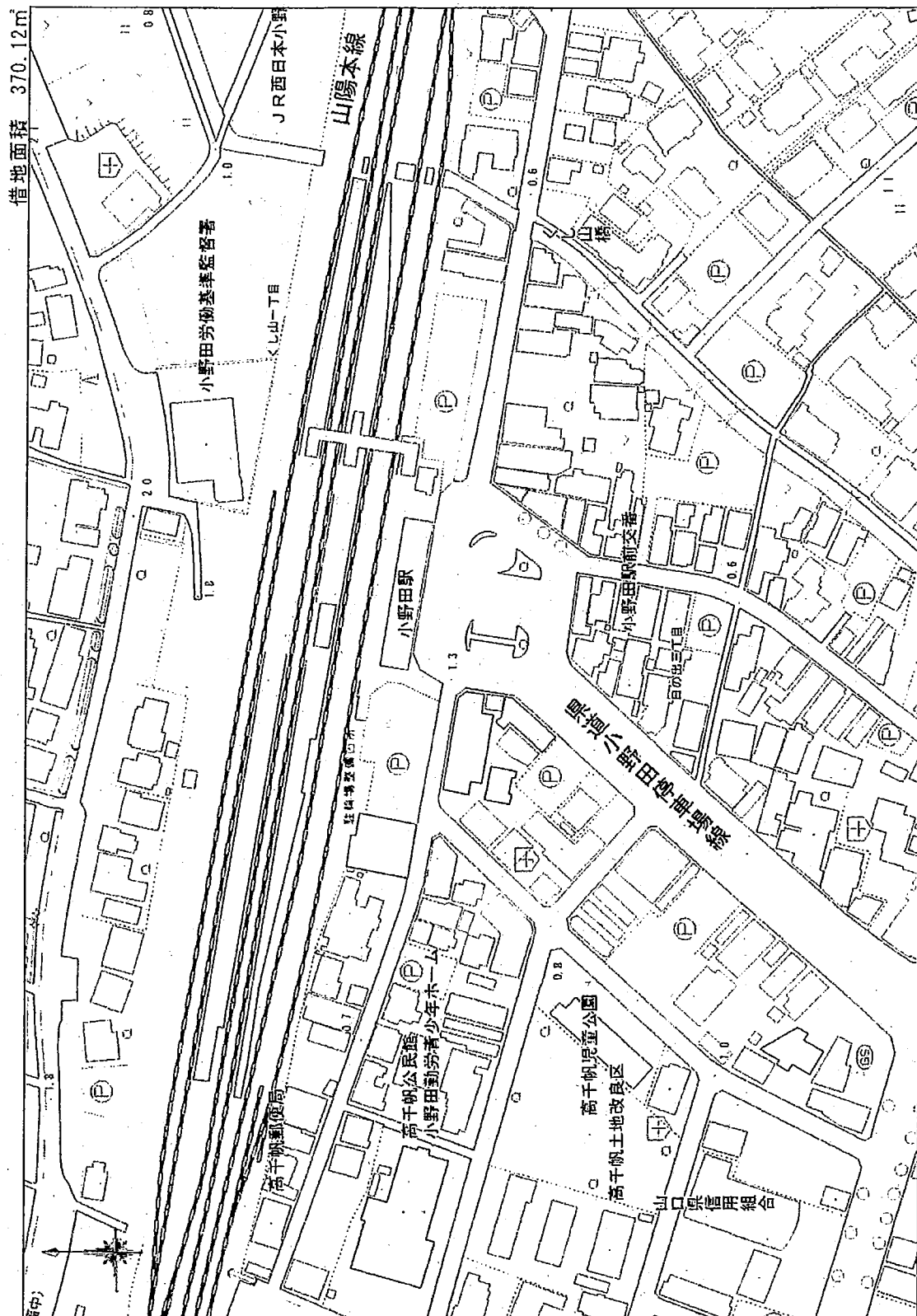
甲

広島市東区二葉の里三丁目 8 番 2
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞

乙

山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市長 藤田 剛二

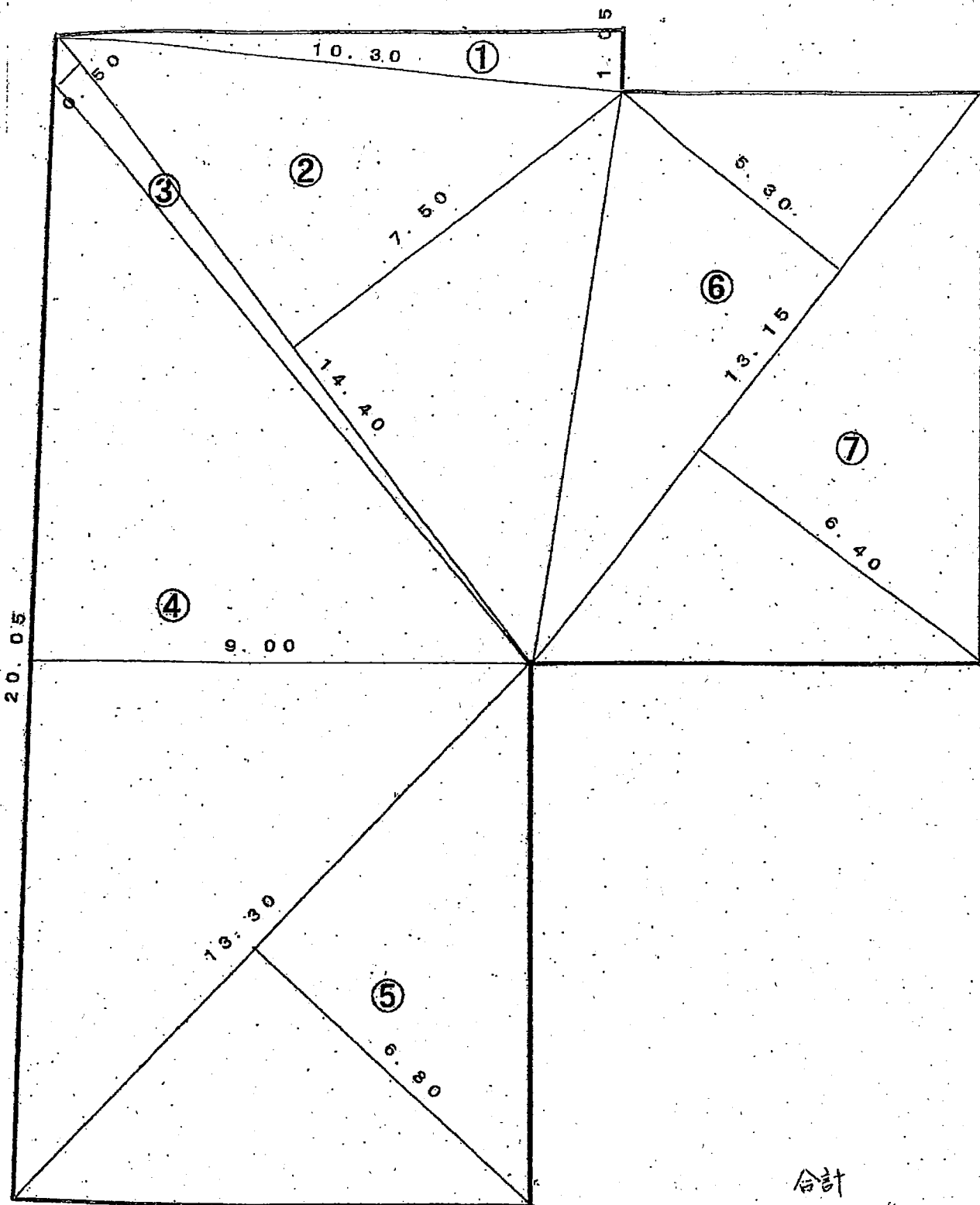
平面图 (小野田駅)



借地面積 370.12㎡

事業名称	
高千帆児童公園整備工事	
山陽小野田駅 駅前一帯 地中	
図尺	1:1000
図号	第01号
図名	山陽小野田駅



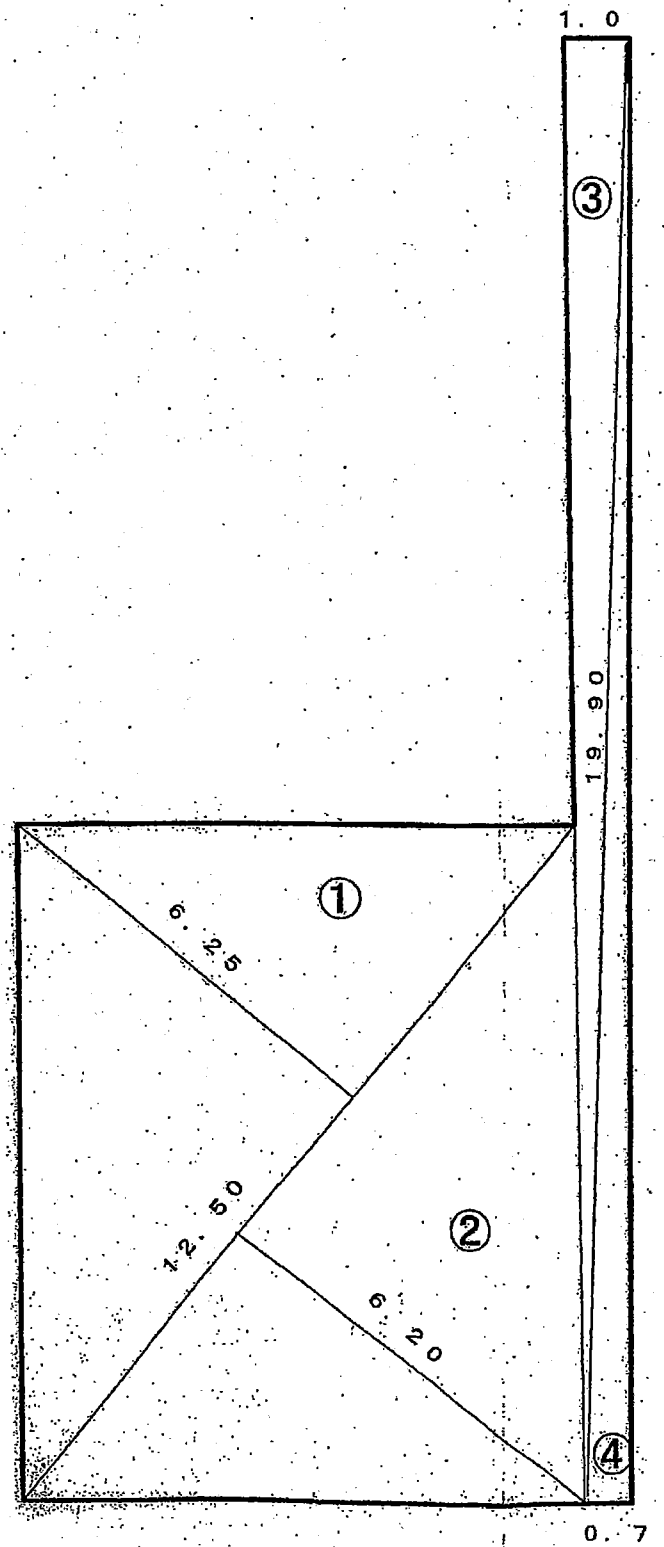


合計
 ① + ② = 370.12 m²

契約面積算出						
1	10.30	×	1.05	÷	2	= 5.41
2	14.40	×	7.50	÷	2	= 54.00
3	14.40	×	0.50	÷	2	= 3.60
4	20.05	×	9.00	÷	2	= 90.23
5	13.30	×	6.80	÷	2	= 45.22
6	13.15	×	5.30	÷	2	= 34.85
7	13.15	×	6.40	÷	2	= 42.08
合 計						① 275.39

求積表

図番	算式	面積(m ²)
①	$12.50 \times 6.25 \div 2$	39.06
②	$12.50 \times 6.20 \div 2$	38.75
③	$19.90 \times 1.00 \div 2$	9.95
④	$19.90 \times 0.70 \div 2$	6.97
計	②	94.73





山陽本線 小野田駅構内 自転車置き場 土地370.12㎡



小野田駅



小野田駅
道路側ガードパイプ
4基



小野田駅
中央ガードパイプ
2基



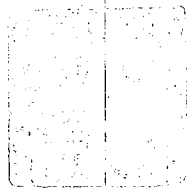
小野田駅
中央ガードパイプ
1基



小野田駅
揭示板 2基



小野田駅
防犯灯 1基



NK管理番号049245

広 地 第4-4号

2020年4月14日付

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

西日本旅客鉄道株式会社

広 島 支 社

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

1 物件の表示

所 在 地 山口県山陽小野田市大字小野田 3817 番 1
 (小野田線 雀田駅構内 4k470m 付近 左)

(1) 貸付物件 数 量 土 地 9.97 平方メートル

(2) 管理用地 数 量 土 地 9.97 平方メートル

[別 紙 図 面 の と お り]

2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷

3 貸付物件上の使用者所有の施設

施 設 内 容 カーポートミニタイプ

4 貸付期間 2020年4月1日から2023年3月31日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第2条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第3条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第4条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第5条 貸付期間は頭書のとおりとする。

2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の3箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾するときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような

行為をすること。

- (3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。

3 甲及び乙は、前2項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。

4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に供してはならない。

5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。

6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。

7 甲及び乙は、第5項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。

(3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。

(4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅殺したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第15条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立

入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

- 2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第 16 条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30 日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

- 2 甲は、原状回復することが不必要又は不適當であると認めたときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

- 3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第 17 条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項にていては、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

第 18 条 本契約は、2020 年 4 月 1 日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書 2 通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その 1 通を保有する。

2020 年 4 月 22 日

甲

広島市東区二葉の里三丁目 8 番 2
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞

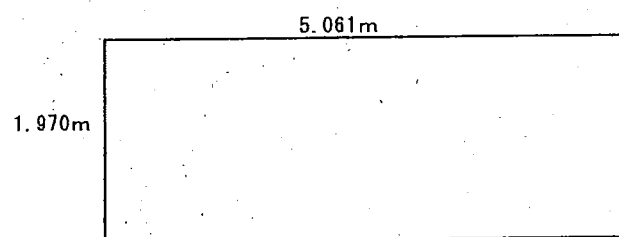
乙

山陽小野田市日の出一丁目 1 番 1 号

山陽小野田市長 藤田 剛二

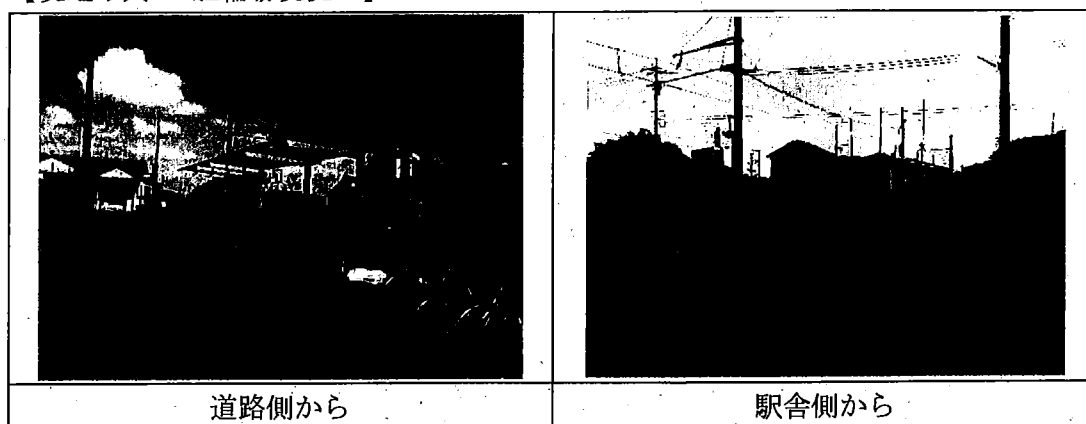
$S=1:250$

雀田駅 求積図



$$1.97 \times 5.061 = 9.97\text{m}^2$$

【現地写真 一駐輪場現況一】



【現地写真 一設置予定箇所現況一】



【駐輪場面積】

9,970mm (間口: 5,061mm × 奥行: 1,970mm)

※高さ: 2,500mm



小野田線 雀田駅構内1 土地9.97㎡



小野田線 雀田駅構内2 土地9.97㎡

セルフィ

ミニタイプ

色

サンシルバー(SLG)

アーバングレー(UO)

ダークブロンズ(BD)

ブラック(KC)

ホワイト(WH)

ブロンズ(BR)

アースブラウン(BNC)

材質

本体:アルミ
屋根パネル:右

見取りシステム
対応

奥行
延結

合掌
延結

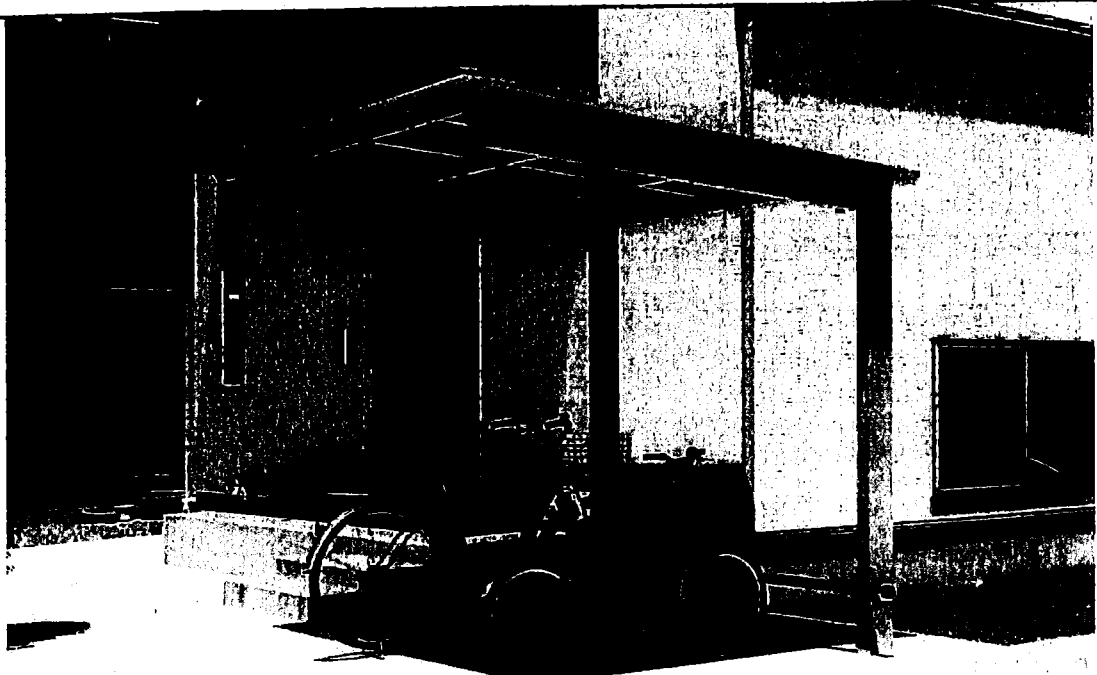
ロング
柱

側面
パネル

納まり
施工
情報

1066 1065 1377

●内装圧迫等の設置は目安であり、
商品保証にはあたりません。



アーバングレー/基本タイプ/2921 (2000mm) /ポリカーボネート板:ブルースモーク/オプション:車止めバーセット(標準タイプ)

PJF セット価格表

□と[BR]・[BNC]は[要注文]納期をご確認ください。

タイプ	要 図	呼 称	寸法 (奥行×開口)	ポリカーボネート板 ※1			黒煙遮断 ポリカーボネート板 加算額	黒煙遮断FRP板 DRタイプ 加算額	収容 台数	柱 本数
				H20 (2000mm)	H25 (2500mm)	H28 (2800mm)				
基本		2218	2201×1846	¥127,300	¥129,300	¥167,700	¥2,700加算	¥37,200加算	3台	2本
		2221	2201×2149	¥132,900	¥134,900	¥173,300	¥3,000加算	¥42,600加算	3台	
		2918	2916×1846	¥150,900	¥152,900	¥191,300	¥3,600加算	¥49,800加算	4台	
		2921	2916×2149	¥158,000	¥160,000	¥198,400	¥4,000加算	¥56,800加算	4台	
		4318	4346×1846	¥180,400	¥182,400	¥220,800	¥5,400加算	¥74,400加算	7台	
		4321	4346×2149	¥190,500	¥192,500	¥230,900	¥6,000加算	¥85,200加算	7台	
		5118	5061×1846	¥191,100	¥193,100	¥231,500	¥6,300加算	¥86,800加算	8台	
		5121	5061×2149	¥202,700	¥204,700	¥243,100	¥7,000加算	¥99,400加算	8台	
		5618	5776×1846	¥200,300	¥202,300	¥240,700	¥7,200加算	¥99,200加算	9台	
		5621	5776×2149	¥215,400	¥220,400	¥254,800	¥8,000加算	¥113,600加算	9台	
奥行延長		2218+1418	3631×1846	¥201,200	¥205,700	¥261,300	¥4,700加算	¥63,200加算	6台	3本
		2221+1421	3631×2149	¥210,500	¥215,100	¥270,700	¥5,400加算	¥73,200加算	6台	
		2918+1418	4346×1846	¥221,800	¥226,300	¥281,900	¥5,400加算	¥74,400加算	7台	
		2921+1421	4346×2149	¥233,100	¥237,600	¥293,200	¥6,000加算	¥85,200加算	7台	
		4318+1418	5776×1846	¥251,300	¥255,800	¥311,400	¥7,200加算	¥99,200加算	9台	
		4321+1421	5776×2149	¥285,600	¥270,100	¥325,700	¥8,000加算	¥113,600加算	9台	
		5118+1418	6491×1846	¥262,000	¥266,500	¥322,100	¥8,100加算	¥111,600加算	10台	
		5121+1421	6491×2149	¥277,800	¥282,300	¥337,900	¥9,000加算	¥127,600加算	10台	
		5618+1418	7206×1846	¥271,200	¥275,700	¥331,300	¥9,000加算	¥124,000加算	12台	
		5621+1421	7206×2149	¥290,500	¥298,000	¥349,600	¥10,000加算	¥142,000加算	12台	

●ポリカーボネート板以外の場合、※1に上記価格を加算してください。

●収容台数は自転車の間隔を約600mmで設定したものです。

注 ●奥行延長タイプの奥行14サイズは、単独では使用できません。必ず同じ間口の基本タイプと組み合わせて使用してください。

●積雪地域では使用しないでください。

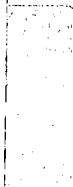
●積雪が20cmを超える前に雪おろしをしてください。オプションで雪おろし棒を用意しています。

●屋根などから落雪するおそれがある場所では、軒先との間隔を十分にとってください。

●強風時には必ずサポートセット(オプション)を使用してください。なお、あらかじめパネル抜け防止材(オプション)の取り付けが必要です(合掌を除く)。

●屋根が風であおられないように柱はできるだけ建物と反対側に施工してください(合掌を除く)。

オプションについてはP.1064をご参照ください。



NK管理番号049243

広 地 第4-2号

2020年4月14日付

土地 使用貸借契約書

西日本旅客鉄道株式会社

広 島 支 社

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

1 物件の表示

所 在 地 山口県山陽小野田市中川二丁目 6645 番 1
 (小野田線 南中川駅構内 8k220m 付近 右)

(1) 貸付物件 数 量 土 地 89.84 平方メートル

(2) 管理用地 数 量 土 地 89.84 平方メートル

 [別紙図面のとおりに]

2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷

3 貸付物件上の使用者所有の施設

施 設 内 容 舗装

4 貸付期間 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第 1 条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第 2 条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第 3 条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第 4 条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第 5 条 貸付期間は頭書のとおりにする。

2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の 3 箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾するときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような

行為をすること。

- (3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

- 2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。
- 3 甲及び乙は、前 2 項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前 2 項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に供してはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。
- 6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。
- 7 甲及び乙は、第 5 項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
- (3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。
- (4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅殺したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第 16 条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30 日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

2 甲は、原状回復することが不必要又は不適當であると認めたときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第 17 条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項にていては、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

第 18 条 本契約は、2020 年 4 月 1 日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書 2 通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その 1 通を保有する。

2020 年 4 月 22 日

甲

広島市東区二葉の里三丁目 8 番 21
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞

乙

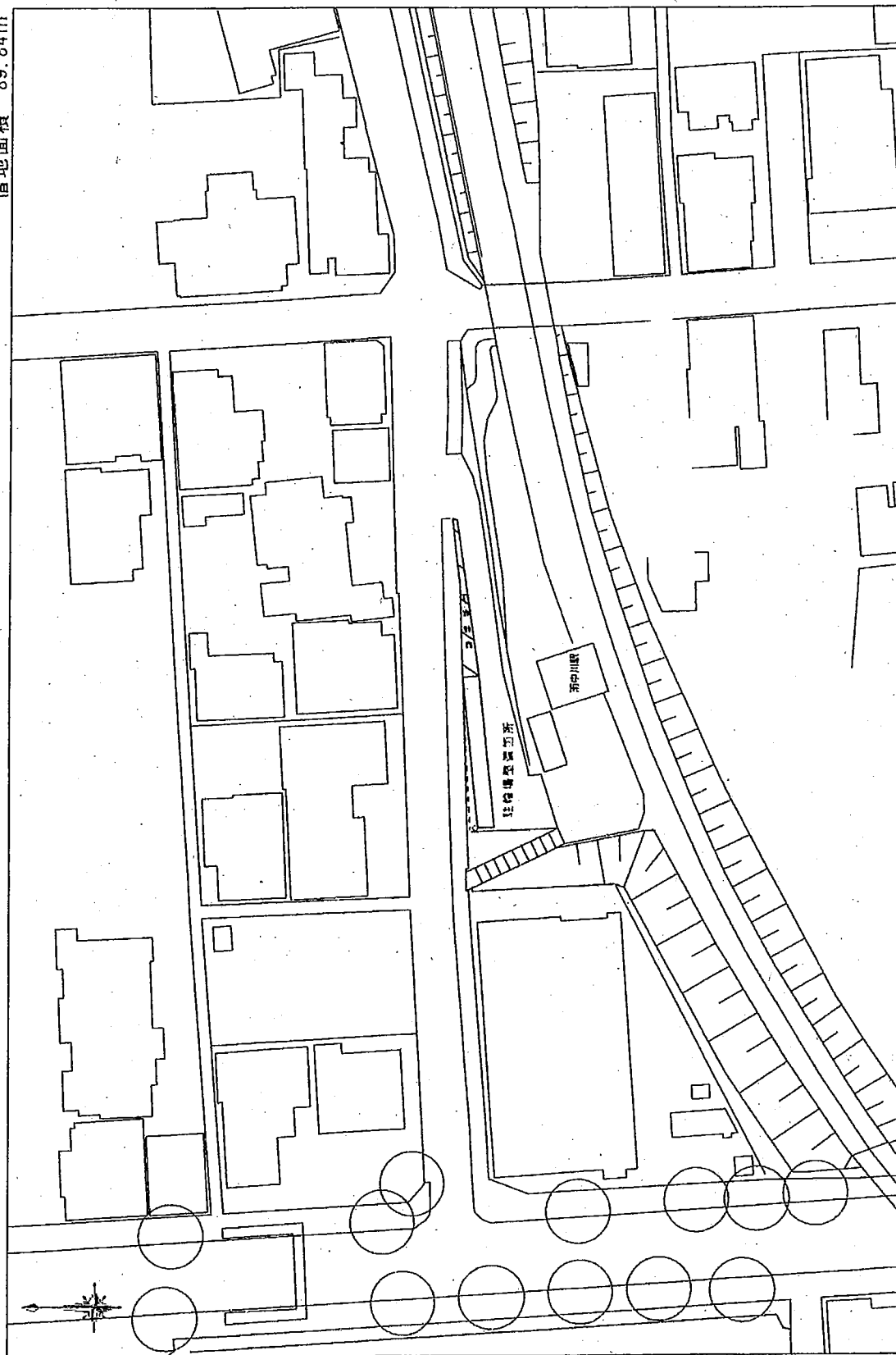
山陽小野田市日の出一丁目 1 番 1 号

山陽小野田市長 藤田 剛二

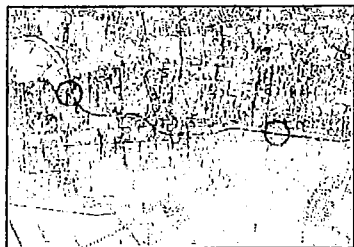
平面图 (南中川駅)

S=1:250

借地面積 89.84㎡



平家川本流
平家川一河川整備事業
山形県山形市 平家川一河 第2期
図面 第2期 第 号
図面 第2期 第 号



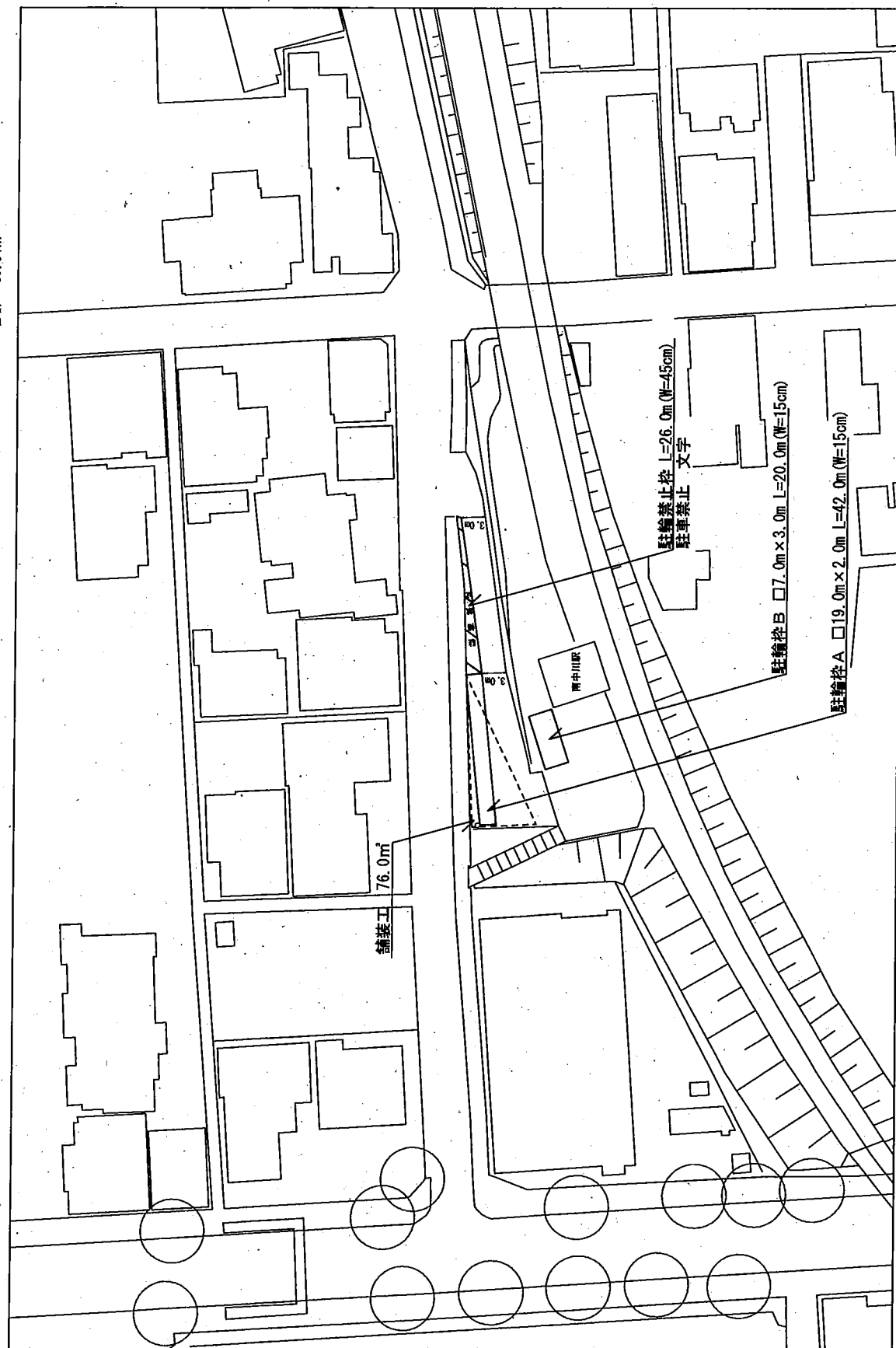
市役所 建設課 土木課	山形県小野田市 市役所 第一 第四
図面 番号	山形県小野田市



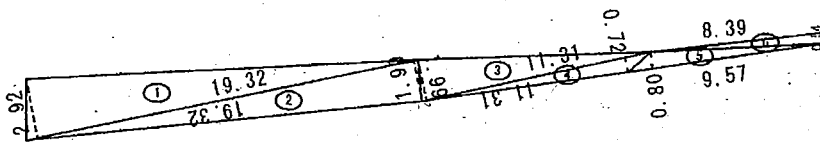
平面図 (南中川駅)

S=1:250

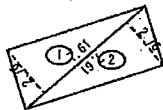
CAD面積測定値 駐輪禁止A+駐輪禁止B
 A=68.835m²
 B=21.0m²
 合計 89.84m²



南中川駅求積図

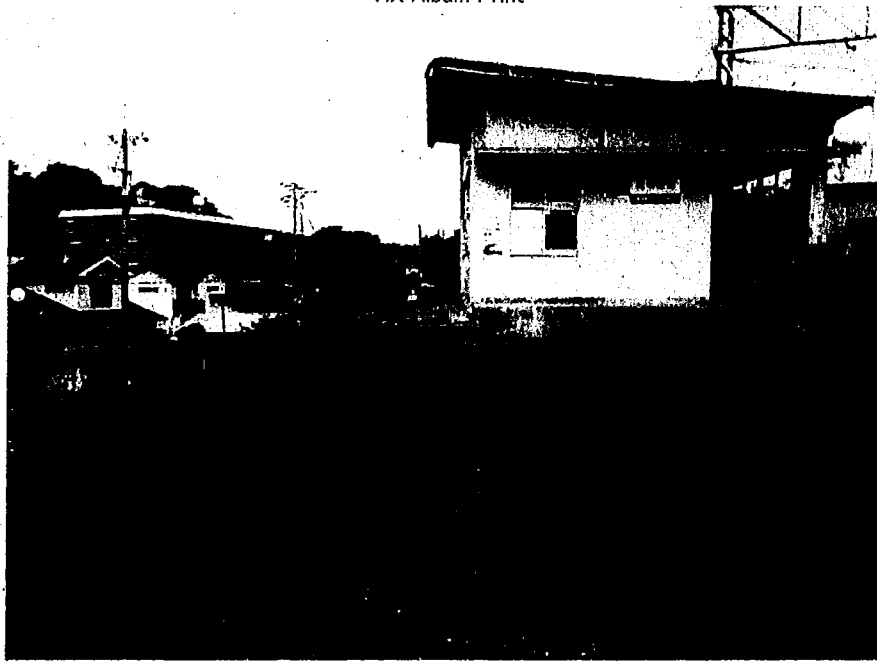


番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	19.32	2.92	56.4144	28.20720
2	19.32	1.99	38.4468	19.22340
3	11.31	1.99	22.5069	11.25345
4	11.31	0.72	8.1432	4.07160
5	9.57	0.80	7.6560	3.82800
6	8.39	0.54	4.5306	2.26530
合 計				68.84895
敷地面積				68.84 m ²



番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	7.61	2.76	21.0036	10.50180
2	7.61	2.76	21.0036	10.50180
合 計				21.00360
敷地面積				21.00 m ²

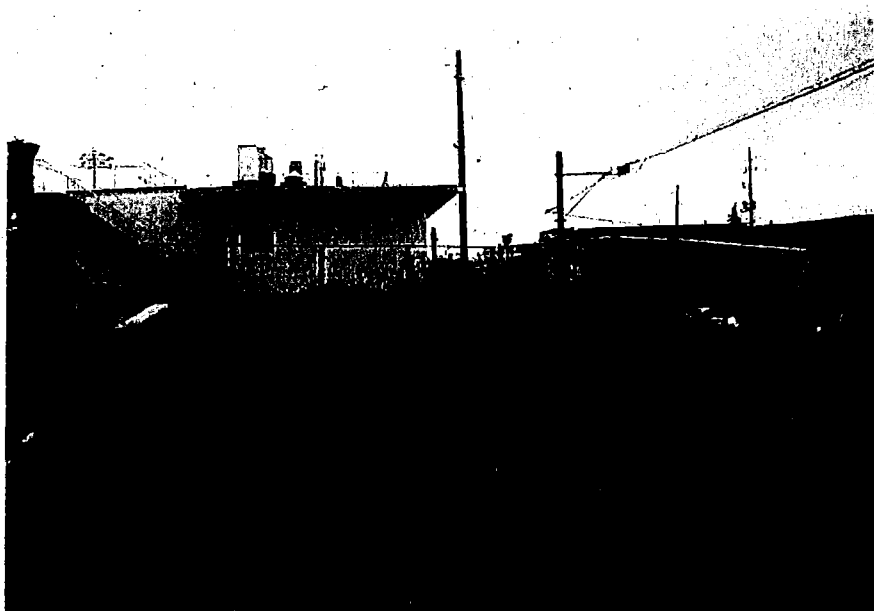
合計 68.84+21.00=89.84m²



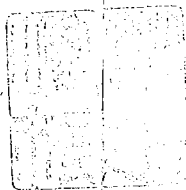
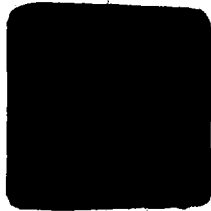
小野田線 南中川駅構内 自転車駐輪場 土地48.04㎡



南中川駅2



南中川駅3



NK管理番号049244

広 地 第4-3号

2020年4月14日付

土地 使用貸借契約書

西日本旅客鉄道株式会社

広 島 支 社

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

1 物件の表示

所 在 地 山口県山陽小野田市北竜王町 6289 番 6
(小野田線 小野田港駅構内 6k450m 付近 左)

(1) 貸付物件 数 量 土 地 48.04 平方メートル

(2) 管理用地 数 量 土 地 48.04 平方メートル

[別 紙 図 面 の と お り]

2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷

3 貸付物件上の使用者所有の施設

施 設 内 容 PC フェンス、舗装

4 貸付期間 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第 1 条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第 2 条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第 3 条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第 4 条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第 5 条 貸付期間は頭書のとおりとする。

2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の 3 箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾するときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような

行為をすること。

- (3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。

3 甲及び乙は、前 2 項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前 2 項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。

4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に供してはならない。

5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。

6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。

7 甲及び乙は、第 5 項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。

(3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。

(4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅殺したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立

入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

- 2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第16条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

- 2 甲は、原状回復することが不必要又は不相当であると認めたときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

- 3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第17条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

第18条 本契約は、2020年4月1日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2020年4月22日

甲

広島市東区二葉の里三丁目8番2
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞

乙

山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市長 藤田 剛二

55:1:250

This is a detailed black and white map of the Onoda area. The map shows the Onoda Line (小野田線) running horizontally across the middle. To the right of the line is Onoda Station (小野田駅). To the left of the line, there are several large rectangular buildings, likely industrial or commercial. A compass rose is located in the bottom left corner. The map is labeled with '小野田線' (Onoda Line) and '小野田駅' (Onoda Station). There are also labels for '小野田線沿線' (Along the Onoda Line) and '小野田線沿線' (Along the Onoda Line).

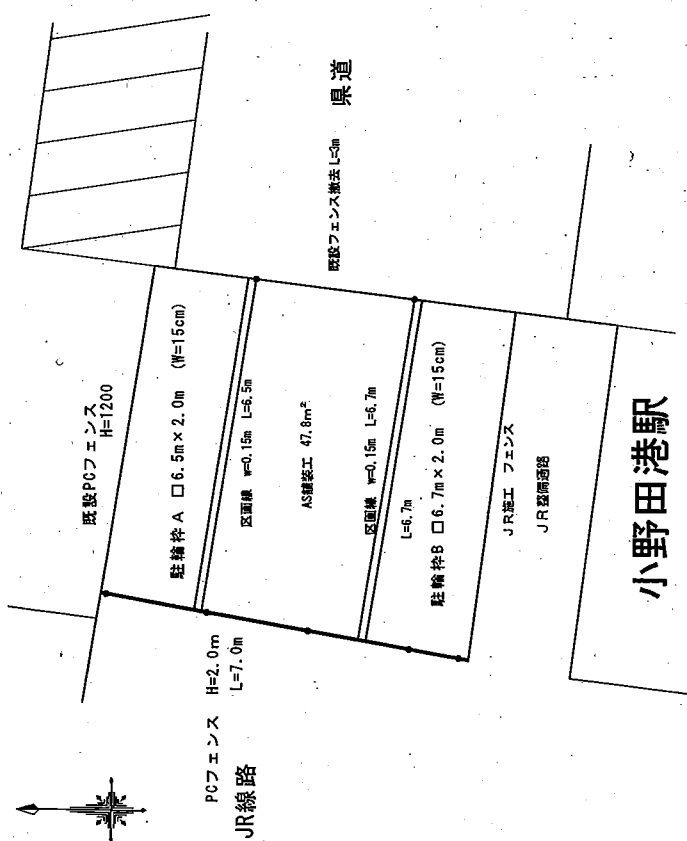
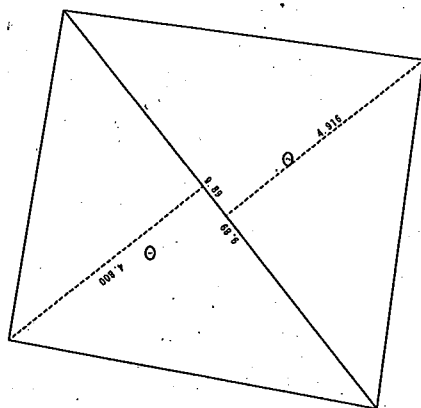


圖 續 米 續 面 地 借

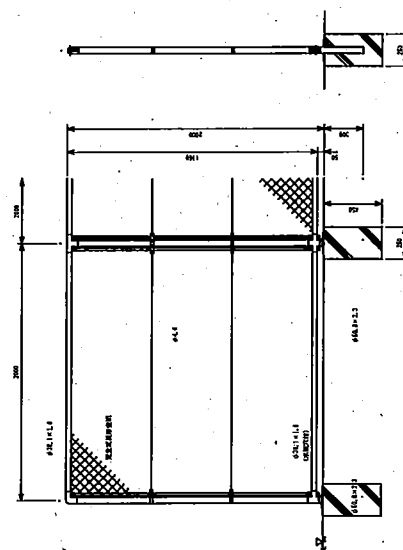


番号	底	辺	高	台	積	面積
1		9.89		4.800	47.4720	23.78600
2		9.89		4.916	48.6192	24.30952
合 計						48.0452
敷地面積						48.04 ㎡

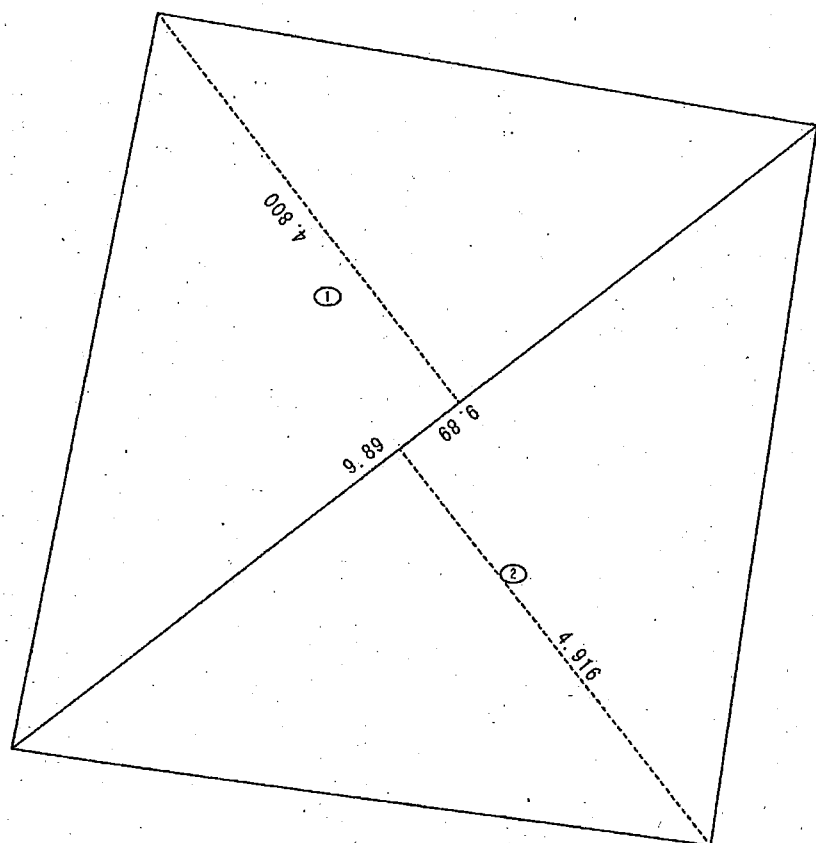
02:15

PC-A2000

昭和37年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力 $C_L + 0.0m$ に従ふ



借地面積求積図



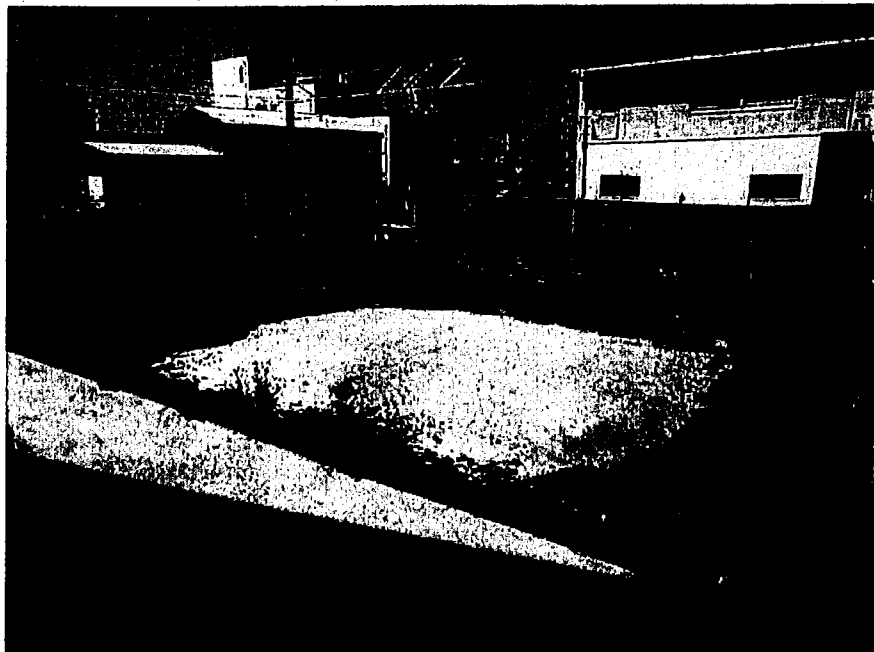
番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
1	9.89	4.800	47.4720	23.73600
2	9.89	4.916	48.6192	24.30962
合 計				48.04562
敷 地 面 積				48.04 m ²



小野田線 小野田港駅構内1 土地48.04㎡



小野田線 小野田港駅構内2 土地48.04㎡



小野田線 小野田港駅構内3 土地48.04㎡





土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字片山232番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 791.99㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額279,254円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。

この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会のうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

賃貸人

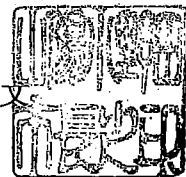
住 所
氏 名



賃借人

山陽小野田市

山陽小野田市長 白 井 博





土地の賃貸借変更に関する覚書

平成28年4月1日に締結した土地賃貸借契約において、賃貸人[REDACTED]の死亡により相続人[REDACTED]が当該土地所有者となったため、土地賃貸借契約書の一部を、下記のとおり変更する。

第1条 賃貸人を「[REDACTED]」から「[REDACTED]」に変更し、賃借人を「山陽小野田市長 白井博文」から「山陽小野田市長 藤田剛二」に変更する。

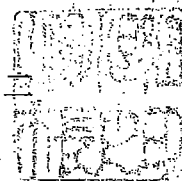
第2条 第7条第3項中「賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。」を「賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったとき、又は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、その他賃借人の予算の都合等のやむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。」に変更する。

以上を確認した証として、本書面を2通作成し、新賃貸人、賃借人それぞれ署名捺印の上、原契約書とともに各々1通を所持する。

平成30年4月17日

新賃貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

賃借人 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

賃貸人  と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸する。

(1) 所在地 山陽小野田市大字郡字一ノ沖部3750番1

(2) 地目 雑種地

(3) 地積 508㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を自動車保管場所として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額66,000円とする。

2 賃借人は、前項の賃借料を令和5年4月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

(1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。

(2) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 賃借料の納入を怠ったとき。

(2) 第5条の規定に違反したとき。

第8条 この契約に要する費用(印紙税は除く。)は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

賃貸人

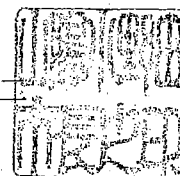
住 所

氏 名

賃借人

山口県山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を旧津布田小学校の用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1030番
地目 雑種地
地積 452 m² (実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額58,220円(生産者米価により算定した額)とし、乙は令和5年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲(賃貸人)

乙(賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛 二



土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を旧津布田小学校の用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1034番
地目 雑種地
地積 1,581 m^2 (実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額203,620円(生産者米価により算定した額)とし、乙は令和5年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 (賃貸人)

乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二



土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を旧津布田小学校の用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1036番

地目 学校用地

地積 2,123 m² (実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額273,430円(生産者米価により算定した額)とし、乙は令和5年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲(賃貸人)

乙(賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛 二



土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を旧埴生小学校及び埴生幼稚園の駐車場用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字埴生975番7

地目 宅地

地積 434.93㎡

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額109,887円とし、乙は令和5年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 (賃貸人)

乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二